

平成30年度 あさぎり町議会第9回会議会議録（第23号）						
招集年月日	平成31年3月5日					
招集の場所	あさぎり町議会議場					
開閉会日時 及び宣告	開議	平成31年3月8日 午前10時00分			議長	徳永正道
	散会	平成31年3月8日 午後4時29分			議長	徳永正道
応（不応）招議員 及び出席並びに 欠席議員 出席 16名 欠席 0名 ○出席 △欠席 ×不応招	議席番号	氏名	出欠等の別	議席番号	氏名	出欠等の別
	1	市岡貴純	○	9	永井英治	○
	2	難波文美	○	10	皆越てる子	○
	3	加賀山瑞津子	○	11	小見田和行	○
	4	橋本誠	○	12	奥田公人	○
	5	久保尚人	○	13	久保田久男	○
	6	小出高明	○	14	溝口峰男	○
	7	森岡勉	○	15	徳永正道	○
8	豊永喜一	○				
議事録署名議員	7番 森岡勉 8番 豊永喜一					
出席した議会書記	事務局長 大林弘幸 事務局書記 林敬一					
地方自治法第121 条により説明のた め出席した者の職 氏名 出席 ○ 欠席 ×	職名	氏名	出欠等の別	職名	氏名	出欠等の別
	町長	愛甲一典	○	教育長	米良隆夫	○
	副町長	小松英一	○	教育課長	木下尚宏	○
	総務課長	土肥克也	○	会計 管理者	田中伸明	×
	企画財政 課長	片山守	○	農林振興 課長	甲斐真也	○
	税務課長	那須正吾	○	商工観光 課長	北口俊朗	○
	町民課長	宮原恵美子	○	建設課長	大藪哲夫	○
	生活福祉 課長	上村哲夫	○	上下水道 課長	深水光伸	○
	高齢福祉 課長	出田茂	○	農業委員会 事務局長	船津宏	○
健康推進 課長	松本良一	○				
議事日程	別紙のとおり					
会議に付した事件	別紙のとおり					

議事日程（第23号）

- 日程第 1 議案第46号 新町建設計画の一部変更について
- 日程第 2 議案第47号 あさぎり町防災基本条例の制定について
- 日程第 3 議案第48号 あさぎり町立小学校児童の社会体育に関する検討委員会設置条例の制定について
- 日程第 4 議案第49号 あさぎり町の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 5 議案第50号 あさぎり町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 6 議案第51号 あさぎり町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 7 議案第52号 あさぎり町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 8 議案第53号 あさぎり町課設置条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 9 議案第54号 あさぎり町高齢者コミュニティセンター条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第10 議案第55号 あさぎり町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第11 議案第56号 あさぎり町水道布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第12 議案第57号 あさぎり町防災行政無線施設条例を廃止する条例の制定について
- 日程第13 議案第58号 あさぎり町高齢者等福祉対策住宅改造助成事業条例を廃止する条例の制定について
- 日程第14 報告第22号 専決処分した平成30年度あさぎり町一般会計補正予算（第12号）の報告について
- 日程第15 報告第23号 専決処分した工事請負契約についての議決を一部変更することの報告について
- 日程第16 議案第59号 平成30年度あさぎり町一般会計補正予算（第13号）について
- 日程第17 議案第60号 平成30年度あさぎり町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について
- 日程第18 議案第61号 平成30年度あさぎり町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について
- 日程第19 議案第62号 平成30年度あさぎり町介護保険特別会計補正予算（第4号）について
- 日程第20 議案第63号 平成30年度あさぎり町水道事業特別会計補正予算（第2号）について
- 日程第21 議案第64号 平成30年度あさぎり町下水道事業特別会計補正予算（第2号）について
- 日程第22 議案第65号 平成30年度球磨郡障害認定審査事業特別会計補正予算（第3号）

- について
- 日程第23 議案第66号 平成30年度球磨郡介護認定審査事業特別会計補正予算（第3号）
について
- 日程第24 議案第67号 平成31年度あさぎり町一般会計予算について（提案理由の説明）
- 日程第25 議案第68号 平成31年度あさぎり町国民健康保険特別会計予算について
（提案理由の説明）
- 日程第26 議案第69号 平成31年度あさぎり町後期高齢者医療特別会計予算について
（提案理由の説明）
- 日程第27 議案第70号 平成31年度あさぎり町介護保険特別会計予算について
（提案理由の説明）
- 日程第28 議案第71号 平成31年度あさぎり町水道事業特別会計予算について
（提案理由の説明）
- 日程第29 議案第72号 平成31年度あさぎり町下水道事業特別会計予算について
（提案理由の説明）
- 日程第30 議案第73号 平成31年度球磨郡障害認定審査事業特別会計予算について
（提案理由の説明）
- 日程第31 議案第74号 平成31年度球磨郡介護認定審査事業特別会計予算について
（提案理由の説明）
-

本日の会議に付した事件

- 日程第1 議案第46号 新町建設計画の一部変更について
- 日程第2 議案第47号 あさぎり町防災基本条例の制定について
- 日程第3 議案第48号 あさぎり町立小学校児童の社会体育に関する検討委員会設置条例
の制定について
- 日程第4 議案第49号 あさぎり町の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条
例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第5 議案第50号 あさぎり町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定につ
いて
- 日程第6 議案第51号 あさぎり町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する
条例の制定について
- 日程第7 議案第52号 あさぎり町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準
を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第8 議案第53号 あさぎり町課設置条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第9 議案第54号 あさぎり町高齢者コミュニティセンター条例の一部を改正をする
条例の制定について
- 日程第10 議案第55号 あさぎり町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に
関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第11 議案第56号 あさぎり町水道布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水
道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例の制

		定について
日程第12	議案第57号	あさぎり町防災行政無線施設条例を廃止する条例の制定について
日程第13	議案第58号	あさぎり町高齢者等福祉対策住宅改造助成事業条例を廃止する条例の制定について
日程第14	報告第22号	専決処分した平成30年度あさぎり町一般会計補正予算（第12号）の報告について
日程第15	報告第23号	専決処分した工事請負契約についての議決を一部変更することの報告について
日程第16	議案第59号	平成30年度あさぎり町一般会計補正予算（第13号）について
日程第17	議案第60号	平成30年度あさぎり町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について
日程第18	議案第61号	平成30年度あさぎり町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について
日程第19	議案第62号	平成30年度あさぎり町介護保険特別会計補正予算（第4号）について
日程第20	議案第63号	平成30年度あさぎり町水道事業特別会計補正予算（第2号）について
日程第21	議案第64号	平成30年度あさぎり町下水道事業特別会計補正予算（第2号）について
日程第22	議案第65号	平成30年度球磨郡障害認定審査事業特別会計補正予算（第3号）について
日程第23	議案第66号	平成30年度球磨郡介護認定審査事業特別会計補正予算（第3号）について
日程第24	議案第67号	平成31年度あさぎり町一般会計予算について（提案理由の説明）
日程第25	議案第68号	平成31年度あさぎり町国民健康保険特別会計予算について（提案理由の説明）
日程第26	議案第69号	平成31年度あさぎり町後期高齢者医療特別会計予算について（提案理由の説明）
日程第27	議案第70号	平成31年度あさぎり町介護保険特別会計予算について（提案理由の説明）
日程第28	議案第71号	平成31年度あさぎり町水道事業特別会計予算について（提案理由の説明）
日程第29	議案第72号	平成31年度あさぎり町下水道事業特別会計予算について（提案理由の説明）
日程第30	議案第73号	平成31年度球磨郡障害認定審査事業特別会計予算について（提案理由の説明）
日程第31	議案第74号	平成31年度球磨郡介護認定審査事業特別会計予算について（提案理由の説明）

午前10時 開 議

●議会議務局長（大林 弘幸君） 起立願います。礼。着席ください。

◎議長（徳永 正道君） ただいまの出席議員は15人です。定足数に達していますので、これから本日の会議を開きます。本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

日程第1 議案第46号

◎議長（徳永 正道君） 日程第1、議案第46号、新町建設計画の一部変更についてを議題とします。提案人の説明を求めます。町長。

●町長（愛甲 一典君） 本日もどうぞよろしくお願ひいたします。議案第46号、新町建設計画の一部変更について提案いたします。提案理由を申し上げます。新庁建設の計画期間及びそれに付随する項目について変更したいので、市町村の合併の特例に関する法律附則第2条第2項の規定により、なおその効力を有することとされる同法第9条第7項の規定により議会の議決を求めるため提出するものです。詳細につきましては担当課長より説明申し上げます。どうか審議の上、可決いただきますようよろしくお願いいたします。企画財政課長。

●企画財政課長（片山 守君） おはようございます。新町建設計画の変更について説明いたします。東日本大震災の復興が進んでいないことや、熊本地震等の影響から、合併特例債の5年間の期限の延長が決まりましたが、この期限の延長を受けるためには、あさぎり町の新町建設計画の変更が必要となり、この計画の変更には議会の議決が必要となることから、今回議決をお願いするものであります。まちづくり審議会で審議していただく必要がありまして、1月9日に開催したまちづくり審議会で了解をいただいております。また、県との本協議を行いまして、2月7日付けで異議ありませんと回答いただいております。今回の新町建設計画の変更の基本的な考え方としましては、主として計画期間の変更、計画期間の変更に伴い、整合性を図る必要がある部分の変更を行ったものでございます。まず、計画期間の変更についてですが、熊本地震等の相次ぐ大規模災害や全国的な建設需要の増大、東日本大震災の被災市町村における人口動態の変化等により、合併市町村の市町村建設計画に盛り込まれた事業の実施に支障が出てきている状況を踏まえて、合併特例債が合併年度及びこれに続く20年度の間発行できることになりました。あさぎり町では三位一体の改革による交付税の削減、リーマンショック熊本地震等の影響もあり、合併特例債の利用実績が余り伸びず、現在までに50億円を借り入れしておりますが、残りの起債可能額が約80億円となっているところでありまして、合併後15年が経過した現在も合併特例債を活用する余地は残されているところであります。このため、今後の道路新設改良事業等のもとより、公共施設総合管理計画に位置づけられる公共施設等新設改良事業に活用できる余地があることなどから、これらのこれからの事業を引き続き推進するために、新町建設計画の期間を合併年度の平成15年度から、これに続く20年度である平成35年度までに変更し、合併特例債が利用できる期間を最大限確保することとするものでございます。次に、計画期間の変更に伴い、整合性を図る必要がある部分についてであります。一つ目は、計画に記載されている事業等の見直しとなります。熊本地震の経験等を踏まえた庁舎等の防災機能の充実、それから公共施設総合管理計画に基づく公共施設の統廃合に沿った事業の見直し、及び合併効果を高める真に必要な事業を引き続き推進するための事業の見直しでございます。二つ目は財政計画の変更です。決算が終了した平成29年度までは決算数値に平成30年度以降は第3次あさぎり町行革プランの財政見通しをベースとして、直近の平成29年度の決算をベースとして再計算した数値に置きかえるものでございます。三つ目は、主要指標の見直し等の修正となります。計画期間が変更され、計画の目標年次が平成35年度となったことから、人口等の主

要事業の見直しを行うものです。まずなお主要事業の見直しについては、まちづくりの基本方針には影響しないと判断しております。その他として、今回へ変更しない部分の考え方でありませけれども、第1章中球磨地域の姿、第2章中球磨5カ町村の合併の必要性については合併時点での中球磨地域の状況や合併の必要性を記載したものであり、現時点での状況に更新はしていないものでございます。それでは、変更点につきまして別紙の新旧対照表により説明いたします。主なもののみ説明いたします。左側が変更後右側が変更前となります。なお、変更部分につきつては下線で示しております。また表については全部入れ替わっているものでございます。まず1ページ表紙でございますが、最下欄に今回の変更年月平成31年3月変更あさぎり町を追記するものでございます。2ページでございます。左側の最上段の序章計画策定の方針の中で、2計画の期間を5年間延長し合併の年度平成15年度から平成35年度までの21カ年とするものです。その下、1新町の将来像(2)魅力ある生活空間の項目の②快適な生活環境づくりの中に災害に強いまちづくりの文言を追加しております。中ほどの(2)総人口を目標値ですが、1万6,000人を1万5,000人としております。また、(3)年齢3区分を3区分別人口及び厚生費(4)就業人口及び構成比の数値を1万5,000人に合わせて修正しております。3ページでございます。計画人口を1万5,000人。計画就業者を7,500人としたときのコーホート変化率による人口推計と計画人口、産業別就業者数の推移の表を入れかえております。4ページです。ここでは交流人口観光入込客数を変更しています。5ページでございますが、5ページは文言の修正でございます。6ページでございますが、同じく文言の修正でございます。主として、産業活性化基金や農業支援センターに変更するものです。次に7ページでございますが、ここもおおむね文言の修正でございます。8ページでございますが、2段目の①高度な健康福祉社会の項目において、いずれも公共施設等総合管理計画に基づき適正に事業を実施します。の文言を追加しております。また右側中ほどでございますが、また、役場内にも環境保全対策を総合的に取りまとめる専任の係を設置しますや、その下の新たに公営住宅の建設を進めるとともになどの文言を削除し、乳幼児医療を子供子供の医療費助成と替え対象の年齢を中学3年生までと変更しています。その下でございますが、住民IDカードをマイナンバーカードに変更するとともに、解説を変更したところです。最終行に熊本地震を踏まえて、また大災害時でも、災害対策本部の機能が果たせる耐震性にすぐれた自治体拠点の整備を検討します。の文言を挿入いたしました。9ページでございますが、上段の括弧へまちづくりへの住民参加システムの地域審議会については、まちづくり審議会に変更したところでございます。その下の表は文言の修正でございます。10ページにつきましても、おおむね文言の修正でございますが、表の左側下から4行目でございますが、防災拠点施設整備の文言を追加するとともに、右側の金額を79億6,500万とし8億円を追加したものです。11ページです。中ほどに日本遺産の関連で、日本遺産を構成する勝福寺関連文化財及び須恵阿蘇釈迦堂など、の文言を追加し、その他として、球磨川幸福マラソン大会などの文言を修正しております。下段では終了した県道皆越免田線、県道錦湯前線の路線名を削除し、そのあとの文言の修正をしているところです。12ページでございます。文言の修正でございます。産業活性化基金や農業支援センター、マイナンバーカードに変更するものでございます。13ページでは、第5章公共施設の適正配置等整備について、公共施設総合管理計画に基づいた変更をしています。具体的には、公共的施設の適正配置と、整備についてはの後に、左側下線部分、平成29年3月に策定したあさぎり町公共施設等総合管理計画の方針に基づき用途が重複している施設や利用率の低い施設は、統合複合化を図り、用途廃止や機能廃止により使用しなくなった施設については処分するなど、施設総量の削減、縮減を図ります。またまでを挿入し、そのあとについては文言を修正しているものです。14ページからは財政計画の変更でございます。14ページは歳入でございます。決算が終了した平成29年度までは決算数値に30年度以降は第3次あさぎり町行革プランの財政見通しをベースとして、直近の平成29年度の決算をベースとして再計算した数値に置きかえたものでございます。

表ごとすべて置きかえております。15ページは歳出となります。考え方は歳入と同じでございます。以上となります。よろしくお願いいたします。

◎議長（徳永 正道君） 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑ありませんか。ありませんか。加賀山議員。

○議員（3番 加賀山 瑞津子さん） すいません1点だけお伺いします。今回は計画年度がですね延長という形になっておりますが、4ページの観光客の数値あたりが減という形でなっております。今インバウンドあたりとか県も力を入れてしている中で、どっちかという消極的な減った数字でしてありますが、この数字の根拠をお知らせください。

◎議長（徳永 正道君） 企画財政課長。

●企画財政課長（片山 守君） はい、観光客入り込み数でございますが、23年度の分につきましては31万6,026人、29年度が22万2,890人ということで減少しているところでございます。これにつきましては、23年度には温泉施設の利用客が入っていたということで、今回それは抜くということで減少させておりますので、もともとの基礎となる数値が変わったということでございます。以上です。

◎議長（徳永 正道君） 加賀山議員、起立して発言をお願いします。

○議員（3番 加賀山 瑞津子さん） 申しわけありません。すいません座ったままでページがわからなかったもんですから申しわけありませんでした。今言われた根拠の分がわかりましたので、数値を明確にさせていただいてまた再計算していただいたということはわかりますが、ぜひこの33万人の観光客に関しましては、商工観光課を中心としていろいろ町としても頑張っていたらいい分をぜひ計上していただきたい気分がありますので、今後の分で検討いただければと思います。今回は数字の根拠についてはよくわかりました。

◎議長（徳永 正道君） ほかにございせんか。

（「なし」の声あり）

◎議長（徳永 正道君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

◎議長（徳永 正道君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。これから議案第46号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

◎議長（徳永 正道君） 起立多数です。したがって、議案第46号は原案のとおり可決されました。

日程第2 議案第47号

◎議長（徳永 正道君） 日程第2、議案第47号、あさぎり町防災基本条例の制定についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。町長。

●町長（愛甲 一典君） 議案第47号、あさぎり町防災基本条例の制定について提案いたします。提案理由を申し上げます。防災減災対策について基本理念を定め、町民、事業者、町の責務を明らかにし、災害に強い地域社会を構築するため本条例を制定する必要がある。よって地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求めるため提出するものです。詳細につきましては担当課長より説明申し上げます。どうか審議の上可決いただきますようよろしくお願いいたします。

◎議長（徳永 正道君） 総務課長。

●総務課長（土肥 克也君） おはようございます。それでは、議案第47号について御説明申し上げます。2ページをお願いいたします。今回、あさぎり町防災基本条例を新たに制定するものでございます。それぞれ制定条ありますので説明をさせていただきます。まず、第1条で目的を定めることとします。提案理由の

中で申し上げました防災・減災対策についての基本理念を定め、それぞれの責務を明らかにするとともに、対策の基本的な事項を定めることにより、防災減災対策総合的に推進し、もって災害に強い地域社会を構築することを目的といたします。第2条では、第1号から第9号まで、この条例において、掲げる用語の意義について定めるものがございます。3ページをお願いいたします。第3条で、基本理念を定めることとしております。まず、町民、事業者町及び関係機関は、自立と助け合いの精神を尊重し、すべての人が安全に暮らすことができるように努めなければならないとしております。第2項では、それぞれの者は、知識を習得し、行動力を高め及び助け合いの精神をはぐくむことにより、災害時に備えるとともに、後の世代にこれらを継承していくように努めなければならないとしております。第3項では、それぞれ基本理念を掲げることとし、第1号から第3号まで、自助、共助、公助の理念を掲げております。次に、第4条につきましては、これは、この条例につきましては、町の防災・減災対策のための基本理念、またそれぞれの役割・責務を定めるものがございます。これを柱にし、地域防災計画に具体的な取り組みを掲げるものがございます。その規定を定義して定めているところがございます。第5条では、防災・減災対策への協力をそれぞれ努めていただくというものがございます。第6条からは、それぞれの立場においての責務を定めます。まず、町民の責務として、第6条で、町民は自助の理念にのっとり、日常的に災害の発生を備える意義を高めるとともに、みずから災害に備えるよう努めるものとするとして定めております。また、第2項では、町民は共助の理念にのっとり、防災・減災対策に関する活動に参加し、また、地域防災計画に掲げる取り組みを実施するように努めるものとして定めております。第7条では、事業者の責務でございます。事業者におかれましても、自助の理念にのっとり、みずから災害に備えるよう努めて努めるものとして定めております。また、第2項では、共助の理念にのっとり、地域の住民、自主防災組織等と連携し、地域防災計画に掲げる取り組みを実施するよう努めるものとして定めております。第8条は、町の責務でございます。町は公助の理念にのっとり、防災・減災対策を推進するとともに、災害に対し迅速かつ組織的に対応することができるよう地域防災計画に基づき、防災減災対策を行うために必要な体制を整備するものとするとして定めます。第2項では、町民の皆様方の生命・身体・財産を災害から守るために、地域防災計画に基づき、施策を講ずるものとするものがございます。第3項では、地域防災計画等に基づく施策を講ずるに当たっては、町民事業者、自主防災組織及び関係機関との連携及び協力に努めるものとする。町の責任を定めるものがございます。次に、町職員の責務でございます。町職員は、町民等の安全を確保するため、日ごろから防災・減災の観点を持って、通常の業務を遂行するとともに、防災及び減災に関する知識及び技術の種習得に努め、災害が発生し、または発生する恐れがある場合は、被害の最小化及び迅速な回復を図るための職務を的確に遂行するものとするとして定めます。第2項では、防災及び減災に関する知識技術の向上のため、研修の機会を提供しなければならない。提供に努めるものとするとして定めております。5ページをお願いいたします。第10条では、避難行動要支援者への支援体制を定めます。町は災害に備え、避難行動要支援者に配慮した施策を推進するとともに、支援を行うための体制の整備に努めるものとして定めます。第2項では、避難行動要支援者の協力を得て、支援を行うために必要な情報の収集及び把握に努めるものとし、第3項で、町民及び自主防災組織は、共助の理念にのっとり、避難行動要支援者が、災害時に安全を確保できるよう町及び関係機関と連携し支援に努めるものとして定めます。第11条では、町の防災週間及び防災の日を定めることといたします。町は、防災週間及び防災の日を設け、次に掲げる事項を重点的に実施するものとして定めます。町民・事業者及び関係機関と連携し、防災意識の高揚及び防災減災対策の一層の充実を図ることを重点的に実施することとし、習慣及び防災の日を定めることと致します。防災週間については第2項で定めます。防災週間は、国が定める防災週間に合わせるものとし、毎年、8月30日から9月5日までといたします。そして、防災の日は、防災週間中の日曜日とするものとして定めます。最後に第12条では委任条項を定めているものがございます。この条例は

平成31年4月1日、から施行することとしております。以上、説明を終わります。

◎議長（徳永 正道君） 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑ありませんか。溝口議員。

○議員（14番 溝口 峰男君） この条例の中身ではないんですが、町民の責務についてちょっとお伺いしますが、条例の制定をした後のですね、問題は、しっかりとこの町民の責務を書いてあつとですが、これをどのようにして町民の意識を高め、このような行動ができるようにするにはですよかなりのやっぱりあの努力をしないと、この条例のようにはいかないと思うんですけども、そのためのそこを今後どのような計画といいますか、具体的にですね、防災計画も当然あるんでしょうけれども、防災計画でもつくっただけでは何もならんとですよ。その辺を具体的にちょっと今頭の中にあればですね、お答えいただきたい。

◎議長（徳永 正道君） 総務課長。

●総務課長（土肥 克也君） はい、議員おっしゃるとおり条例を制定したあと、これをどのように認識していただいて、意識を高めていくという取り組みは重要だと考えているところです。この条例が制定公布した、された後は4月1日から施行することになります。その施行に交付と同時にですね、条例の当然交付でありますので、この条文の周知は必要となります。ですがなかなか条文を見ても伝わらない部分もございますので、例えば、条例をつくるまでのいろんな議論を重ねてまいりました。ですから、質疑応答集といいますかここはこういう意図でつくりましたというわかりやすい紹介するものも必要であろうと思います。また、防災会議は例年6月または7月に実施することとしております。そこには個々に指定しておる関係機関の皆様がたも出席していただきますので、十分にそこで説明をさせていただきたいと思っております。そして、防災計画にも適切にこの理念または責務に応じて施策を記載すると定めるものでございます。その取り組みを適切に対応し、よりわかりやすい防災計画書計画書はもう100数十ページあるものでございます。それをそれぞれの立場の方がどのような行動をとるべきかというものをわかりやすくお示ししたいというものも考えているところでございます。何せつくったばかりでは事は進みませんので、この制定した後には十分にこの条例の目的また内容が伝わるような取り組みを丁寧に行っていきたいと考えているところでございます。

◎議長（徳永 正道君） いいですか。ほかにもございませんか。

（「なし」の声あり）

◎議長（徳永 正道君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

◎議長（徳永 正道君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。これから議案第47号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

◎議長（徳永 正道君） 起立多数です。したがって、議案第47号は原案のとおり可決されました。

日程第3 議案第48号

◎議長（徳永 正道君） 日程第3、議案第48号、あさぎり町立小学校児童の社会体育に関する検討委員会設置条例の制定についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。町長。

●町長（愛甲 一典君） 議案第48号あさぎり町立小学校児童の社会体育に関する検討委員会設置条例の制定について、提案いたします。提案理由を申し上げます。あさぎり町立小学校児童が、参加する社会体育について、円滑な運営及び成果の確保を目指し、中立公正な立場で関係者に意見を求めるため、本条例を制定する必要がある。よって、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求めるため提出するものです。詳細につきましては、担当課長より説明申し上げます。どうか審議の上、可決いただきますよ

うよろしく申し上げます。

◎議長（徳永 正道君） 教育課長。

●教育課長（木下 尚宏君） おはようございます。それでは、議案第48号について説明をいたします。あさぎり町では、小学校運動部活動の社会体育の移行に際しまして、平成27年12月に小学校運動部活動社会体育移行検討委員会設置条例を可決いただきまして、移行について審議・答申を出していただきました。本町では、他町村よりも1年早い平成30年4月1日から移行をいたしております。現在の社会体育移行検討委員会は、本年3月31日までの時限立法となっておりまして、移行後の課題や取り組み状況を協議する場がなくなることとなりますことから、実際には、31年度からの小学校体育連盟などの動向も見えない現状もあり、また、今後の児童の変化についても検証していく必要性を感じているところでございます。以上のようなことから、移行後の検証及び小学校児童の社会体育全般に関して協議していく検討委員会を設置するものでございます。条例の内容について、要点のみかいつまんで説明を申し上げます。第1条におきまして、設置する目的を規定しておりますが、本委員会には、小学校社会体育について、円滑な運営及び成果の確保を目指し、中立公正な立場で、関係者に意見を求めることを目的といたしております。第2条には、委員会の所掌事務を規定いたしまして、教育長の諮問に応じ、調査審議し、答申するほか、みずから建議することができるとしております。第3条におきまして、委員は、20名以内をもって組織するとしていたしますが、内訳といたしましては、ジュニアクラブ等の代表者、ふれあいスポーツ関係者、スポーツ推進委員、学校職員、PTA、学識経験者を構成メンバーといたしております。各委員の任期につきましては、第4条にて1年とし、再任を妨げないとしております。第5条に委員の職務、次ページの第6条のここに会議に関すること。第7条は、報酬及び費用弁償について、第8条に資料の提供について規定し、第9条にて、庶務は教育委員会事務局にて処理することとしております。第10条に、その他を規定いたしまして、附則におきまして、施行日を平成31年4月1日としております。以上で説明を終わります。よろしく願いいたします。

◎議長（徳永 正道君） 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑ありませんか。（「なし」の声あり）

◎議長（徳永 正道君） 異議なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論ありませんか。（「なし」の声あり）

◎議長（徳永 正道君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。これから議案第48号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。（賛成者起立）

◎議長（徳永 正道君） 起立多数です。したがって議案第48号は原案のとおり可決されました。

日程第4 議案第49号

◎議長（徳永 正道君） 日程第4、議案第49号、あさぎり町の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。町長。

●町長（愛甲 一典君） 議案第49号、あさぎり町の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について提案いたします。提案理由を申し上げます。非常勤職員の報酬を定めるため、地方自治法第230条の2の規定により、当該条例の一部を改正する必要がある。よって、同法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求めるため提出するものです。詳細につきましては、担当課長より説明申し上げます。どうか審議の上、可決いただきますようよろしく願いいたします。

◎議長（徳永 正道君） 総務課長。

●総務課長（土肥 克也君） では、議案第49号について説明申し上げます。一般職の非常勤の非常勤職員

の報酬は、一般職及び技能労務職の常勤職員の給料表を基礎として算出を決定しているところでございます。今回、基礎としている給料表が改定されたことから、3ページの新旧対照表のとおり改定するものでございます。改定額は、月額1,300円から1,600円の増額となるものでございます。この条例は、平成31年4月1日から施行するものでございます。以上で、説明終わります。

◎議長（徳永 正道君） 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑ありませんか。
（「なし」の声あり）

◎議長（徳永 正道君） 質疑なしと認めます。これから討論を行います。討論ありませんか。
（「なし」の声あり）

◎議長（徳永 正道君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。これから議案第49号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。
（賛成者起立）

◎議長（徳永 正道君） 起立多数です。したがって議案第49号は原案のとおり可決されました。

日程第5 議案第50号

◎議長（徳永 正道君） 日程第5、議案第50号、あさぎり町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。町長。

●町長（愛甲 一典君） 議案第50号、あさぎり町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について提案いたします。提案理由を申し上げます。国民健康保険法施行令の一部改正に伴い、本条例の一部を改正する必要がある。よって、地方自治法第96条第1項、第1号の規定により議会の議決を求めるため提出するものです。詳細につきましては、担当課長より説明申し上げます。どうか審議の可決いただきますようよろしくお願いいたします。

◎議長（徳永 正道君） 税務課長。

●税務課長（那須 正吾君） はい、おはようございます。議案第50号について御説明申し上げます。今回の改正は、国民健康保険法施行令の改正に伴うところの改正でございます。改正内容につきましては、3ページからの新旧対照表で御説明申し上げます。第2条、第2項及び第23条の左側が現行、右側が改正後でございますが、現行58万円を改正後61万円にするもので、国民健康保険税の算定の基礎となる医療分の課税限度額を3万円引き上げ、61万円にするものでございます。次に4ページをお願いいたします。上から4行目、現行27万5,000円を改正後、28万円にするもので、軽減安定基準の5割軽減分の1人当たりの加算額を5,000円引き上げ、28万円にするものでございます。次に5ページをお願いいたします。7行目の現行50万円を、改正後51万円になるものは、軽減判定基準の2割軽減分の1人当たりの加算額を1万円引き上げ、51万円にするものでございます。次に、2ページをお願いいたします。この条例は、平成31年4月1日から施行し、平成30年度分までの健康保険税につきましては、なお従前の例によるものでございます。以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

◎議長（徳永 正道君） 提案理由の説明が終わりましたのでこれから質疑を行います。質疑ありませんか。加賀山議員。

○議員（3番 加賀山 瑞津子さん） はい、1点お伺いします。今回金額が上がったことによりまして該当される町民の方、または町のほうとしてっていう金額のほうはどれぐらいになっておりますか。

◎議長（徳永 正道君） 税務課長。

●税務課長（那須 正吾君） すいません今からの引き上げによりまして、どれくらいの方が該当されるのかっていうのはちょっと把握はしておりませんので、今申告をとっておりまして、所得あたりもまだ確定しておりませんので、平成31年度についてはちょっと今の時点では出せない状況でございます。

◎議長（徳永 正道君） 加賀山議員。

○議員（3番 加賀山 瑞津子さん） 以前も熊本県の中で国保税が1番高いあさぎり町ということで、私も一般質問をさせていただいておりますし、先日の新聞の内容については、課長のほうから内容について説明を受けましたので、計算の仕方っていうのはわかるんですけど、数字的に58万円が61万円ということになると、かなりやっぱ町民の方の負担っていうのも入ってくると思いますので、ぜひ改正後のですね、あとの追跡分析のほうをお願いしたいと思います。

◎議長（徳永 正道君） 税務課長。

●税務課長（那須 正吾君） はい、先ほど議員からも言われましたとおり、新聞のほうであさぎり町が3番目だったですかね、高いほうからなっております。それについては議員のほうにはちょっと説明申し上げましたが、あさぎり町におきましては、所得の高い層が多ございまして、おのずと今回の公表された内容は、税額の総額を被保険者数で単純に割ったものでございまして、あさぎり町のように所得層が高い人が比率が高いところはおのずと上がるという結果になるわけでございます。今後いろいろ分析等しまして、あさぎり町が実際どれくらいになるのかというのを、また平成31年度額確定した時点でまた御説明していきたいと思っております。よろしく申し上げます。

◎議長（徳永 正道君） ほかにございせんか。

（「なし」の声あり）

◎議長（徳永 正道君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

◎議長（徳永 正道君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。これから議案第50号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

◎議長（徳永 正道君） 起立多数です。したがって、議案第50号は原案のとおり可決されました。

日程第6 議案第51号

◎議長（徳永 正道君） 日程第6、議案第51号、あさぎり町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。町長。

●町長（愛甲 一典君） 議案第51号あさぎり町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例の制定について提案いたします。提案理由を申し上げます。あさぎり町粗大ごみ収集等に関する業務は、対象者が限定的であり、一般廃棄物、収集運搬業者での取り扱いが可能であることから、本条例を廃止するため、本条例の一部を改正する必要がある。よって、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求めるため提出するものです。詳細につきましては、担当課長より説明申し上げます。どうか審議の上、可決いただきますようよろしくお願いいたします。

◎議長（徳永 正道君） 町民課長。

●町民課長（宮原 恵美子さん） はい、おはようございます。議案第51号について御説明を申し上げます。本条例の改正につきましては、平成27年4月から、70歳以上の高齢者の方々を対象に実施してまいりました。粗大ごみ収集運搬等に関する業務を提案理由のとおり、廃止するに当たりまして、関係条文を削るものでございます。3ページの新旧対照表のほうで御説明を申し上げます。現行の第10条粗大ごみの処理手数料及び第11条粗大ごみシールの購入場所、こちらを削りまして、第12条を第10条とし、第13条から第15条までを2条ずつ繰り上げるものでございます。附則としまして、この条例は公布の日から施行するいたします。以上で説明を終わります。どうぞよろしくお願いいたします。

◎議長（徳永 正道君） 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑ありませんか。ありませんか。

（「なし」の声あり）

◎議長（徳永 正道君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

◎議長（徳永 正道君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。これから議案第51号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

◎議長（徳永 正道君） 起立多数です。したがって、議案第51号は原案のとおり可決されました。

日程第7 議案第52号

◎議長（徳永 正道君） 日程第7、議案第52号、あさぎり町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。町長。

●町長（愛甲 一典君） 議案第52号、あさぎり町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について提案いたします。提案理由を申し上げます。学校教育法の一部改正に伴い、本条例の一部を改正する必要がある。よって、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求めるため提出するものです。詳細につきましては、担当課長より説明申し上げます。どうか審議の上、可決いただきますようよろしくお願いいたします。

◎議長（徳永 正道君） 生活福祉課長。

●生活福祉課長（上村 哲夫君） はい、おはようございます。それでは、議案第52号について説明申し上げます。今回の一部改正につきましては、関連する法令である学校教育法の一部改正に伴い、本町における関係条例の一部の改正を行うものとなっております。内容につきましては、放課後児童支援員の資格要件の拡大となっております。今般の学校教育法の一部改正によりまして、本年4月1日より、専門職大学の制度が新たに設けられております。この改正によりまして、特定の職業に特化した知識、理論や実践的なスキルを身につけるための大学として、農業、情報、観光、医療保険などの専門的な大学制度が、4年制大学及び3年または2年生の専門職短期大学として認可されるということでございます。専門職大学におきましては、前期と後期に単位の履修課程を区分することができるとされていることに伴いまして、4年制専門職大学の前期課程の修了者は、短期大学卒業等の教育水準を達成することとして、短期大学の学位相当の文部科学大臣が定める学位が授与されるということになります。本条例に定める放課後児童支援員の基礎資格を有する者とされるということでございます。改正内容につきましては、3ページの新旧対照表で説明を行います。ただいま説明をいたしました内容の関係条項は、第10条に規定しております職員の規定部分で、第3項の放課後児童支援員の資格要件中、第5号の大学における関係する学科、またはこれらに相当する課程を修めて卒業したものの次に、括弧書きで、当該学科または当該課程を修めて、同法の規定による専門職大学の前期課程を修了したものを含むという文面を加えるものとなっております。なお、附則によりまして、この条例の施行期日を平成31年4月1日から施行することといたしております。改正法令の施行日に合わせて施行するものです。以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

◎議長（徳永 正道君） 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑ありませんか。ありませんか。

（「なし」の声あり）

◎議長（徳永 正道君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論あ

りませんか。

(「なし」の声あり)

◎議長(徳永 正道君) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。これから第52号議案第52号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

◎議長(徳永 正道君) 起立多数です。したがって、議案第52号は原案のとおり可決されました。

日程第8 議案第53号

◎議長(徳永 正道君) 日程第8、議案第53号あさぎり町課設置条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。町長。

●町長(愛甲 一典君) 議案第53号あさぎり町課設置条例の一部を改正する条例の制定について提案いたします。提案理由を申し上げます。福祉関係の総合的な相談に対応するため本条例の一部を改正する必要がある。よって、地方自治法第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求めるため提出するものです。詳細につきましては、担当課長より説明申し上げます。どうか審議の上、可決いただきますようよろしくお願い申し上げます。

◎議長(徳永 正道君) 高齢福祉課長。

●高齢福祉課課長(出田 茂君) おはようございます。議案第53号につきまして、新旧対照表にて御説明を申し上げます。3ページをお願いいたします。第2条第6号、高齢福祉課の次に、ウ福祉総合相談窓口に関することを追加いたします。具体的には、資料にて説明いたします。イメージ図をご覧ください。保健師、主任ケアマネ、社会福祉など、専門職員を中心とした福祉総合相談グループが、福祉に関する様々な相談に応じます。専門職がお話をお聞きし、内容を整理した上で、生活福祉課、健康推進課、高齢福祉課などの関係部署や関係機関などと連携し、住民の福祉に関する困り事の解決に向けた支援を行います。また、福祉相談グループは、地域包括支援センターを内包しておりますので、従前どおり、高齢者に関する悩み事の相談の支援も行います。例えば、困り事があっても相談先がわからない。いろいろな問題があり、どこに相談に行ったらいいかわからない。既存の制度や仕組みでは解決が難しい。ほかにも高齢者の権利を擁護し、介護予防を応援いたします。虐待防止、成年後見制度の活用、消費者被害の予防などを通して権利を守ります。認知症に関する相談や認知症予防を啓発します。介護申請手続等の相談を行います。要支援認定を受けた人らの介護予防ケアプランの作成などを行います。このような福祉に関する様々な相談に応じ、福祉に関する困り事の解決に向けた支援を行うことを目的に、福祉総合相談窓口を設置するために改正するものでございます。なお、附則として、本条例の施行期日につきましては、平成31年4月1日から施行するものでございます。以上で説明を終わらせていただきます。よろしくお願いたします。

◎議長(徳永 正道君) 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

◎議長(徳永 正道君) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

◎議長(徳永 正道君) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。これから議案第53号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

◎議長(徳永 正道君) 起立多数です。したがって、議案第53号は原案のとおり可決されました。

日程第9 議案第54号

◎議長（徳永 正道君） 日程第9、議案第54号、あさぎり町高齢者コミュニティセンター条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。町長。

●町長（愛甲 一典君） 議案第54号あさぎり町高齢者コミュニティセンターのセンター条例の一部を改正する条例の制定について提案いたします。提案理由を申し上げます。高齢者コミュニティセンター高山荘の機能を廃止するため、本条例の一部を改正する。よって、地方自治法第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求めるため提出するものです。詳細につきましては担当課長より説明申し上げます。どうか審議の上、可決いただきますようよろしくお願いいたします。

◎議長（徳永 正道君） 高齢福祉課長。

●高齢福祉課課長（出田 茂君） 議案第54号につきまして、新旧対照表にて主な改正点を説明いたします。4ページになります。高山荘の機能廃止に伴い、第2条で高山荘に関する名称位置と改正前の第3条の業務を削除しております。このため、高齢者コミュニティセンター施設は、白寿荘のみとなりますので、以降については、白寿荘の運営についての規定としております。5ページをお願いいたします。改正後の第3条で、白寿荘の休館日を12月29日から、翌年1月3日までとすることを定めております。6ページになります。改正後の第6条第3号で、新たに65歳以上の高齢者の団体についての使用料の免除基準を示しております。6ページから9ページにかけて、改正前の第10条から第14条につきましては、高山荘の機能廃止に伴い、指定管理者に関する管理や業務、利用料金制、原状回復義務等を削除しております。10ページになります。使用料金表につきましては、高山荘の利用料金を削除しております。なお、附則として、本条例の施行期日につきましては、平成31年4月1日から施行するものでございます。以上で提案説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

◎議長（徳永 正道君） 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑ありませんか。（「なし」の声あり）

◎議長（徳永 正道君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

◎議長（徳永 正道君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。これから議案第54号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

◎議長（徳永 正道君） 起立多数です。したがって、議案第54号は原案のとおり可決されました。

◎議長（徳永 正道君） ここで10分間休憩いたします。

休憩 午前11時02分

再開 午前11時12分

◎議長（徳永 正道君） 休憩前に引き続き議会を再開会議を再開いたします。

日程第10 議案第55号

◎議長（徳永 正道君） 日程第10、議案第55号あさぎり町指定密着指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。町長。

●町長（愛甲 一典君） 議案第55号あさぎり町指定地域密着型サービスのサービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について、提案いたします。提案理由を申し

上げます。介護保険法及び老人福祉法の規定に基づく、指定居宅サービス等の一部を改正する省令の失礼しました。一部を改正する省令に伴い、本条例の一部を改正する必要があります。よって、地方自治法第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求めるため提出するものです。詳細につきましては担当課長より説明申し上げます。どうか審議の上、可決いただきますようよろしくお願いいたします。

◎議長（徳永 正道君） 高齢福祉課長。

●高齢福祉課課長（出田 茂君） 議案第55号につきまして説明をいたします。初めに、介護保険制度と障害福祉制度のこれまでの経過について御説明をいたします。平成29年度までは、介護保険制度上では、障害者が65歳になって、介護保険の被保険者となった際には、介護保険が優先されるため、使いなれた障害福祉サービス事業所の利用ができないということになっておりましたが、65歳になっても継続して、使い慣れた障害福祉サービス事業所をできるようにするために介護保険法が改正され、平成30年4月から、共生型サービスが創設されました。これはホームヘルプ、デイサービス、ショートステイの指定を受けている障害福祉サービス事業所であれば、介護保険サービス事業所の指定を受けることができ、また逆に同様の指定を受けている介護福祉サービス事業所であれば、障害福祉サービス事業所の指定を受けることができるのでございます。障害福祉サービス事業所が、共生型のサービス事業所の指定を受けるための基準は、都道府県、政令都市及び中核都市が定めることとなっておりますが、地域密着型の介護福祉サービス事業所が、共生型サービス事業所の指定を受けるための基準は、市町村が条例で定めることとなっております。今回の条例改正は、この指定を受けるための基準を定めたものでございます。具体的に、新旧対照表で主な改正点を説明いたします。10ページになります。10ページから14ページにかけて、新たに第5節、共生型地域密着型サービスに関する基準を定めております。11ページになります。11ページの下から2行目から、12ページにかけての第60条の2中の2第1号は、事業所の従業員数の基準を定めております。12ページの最後の行から、13ページの3行目までの第2号は、サービス体制の確保を定めております。13ページの4行目から、14ページにかけての準用は、運営基準を定めております。なお、附則として、本条例の施行期日につきましては、平成31年4月1日から施行するものでございます。以上で提案説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

◎議長（徳永 正道君） 提案理由の説明が終わりましたのでこれから質疑を行います。質疑ありませんか。（「なし」の声あり）

◎議長（徳永 正道君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論ありませんか。（「なし」の声あり）

◎議長（徳永 正道君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。これから、議案第55号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。（賛成者起立）

◎議長（徳永 正道君） 起立多数です。したがって、議案第55号は原案のとおり可決されました。

日程第11 議案第56号

◎議長（徳永 正道君） 日程第11、議案第56号、あさぎり町水道布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。町長。

●町長（愛甲 一典君） 議案第56号、あさぎり町水道布設工事監督者の配置基準及び、資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について提案いたします。提案理由を申し上げます。学校教育法及び水道法施行規則の一部改正に伴い、本条例の一部を改正する必要があります。よつ

て地方自治法第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求めるため提出するものです。詳細につきましては担当課長より説明申し上げます。どうか審議の上、可決いただきますようよろしくお願いいたします。

◎議長（徳永 正道君） 上下水道課長。

●上下水道課長（深水 光伸君） はい、それでは説明をさせていただきます。今回の条例改正では、学校教育法において専門職大学及び専門職短期大学の制度が新設され、それによりまして水道法施行規則が一部改正されております。これに伴いまして、あさぎり町水道事業で管理する水道施設の施工に関し技術上の監督を行う水道布設工事監督者及び水道の管理について技術上の業務を担当する水道技術管理者に職員を指名、または第三者に委嘱する際に、この業務を行う者が有すべき資格要件に所要の改正を行うものでございます。内容につきましては、4ページの新旧対照表で説明をさせていただきます。水道布設工事監督者の資格基準の改正では、第3条第3号の短期大学等を終了した場合の実務従事期間に関する規定に、専門職大学の前期課程を含めるための文言の追加を行っております。また、8号では、附則の経過措置で、技術士法の第4条第1項に規定する第2次試験の選択科目として、水道環境を選択したものは、選択科目として、上水道及び工業用水道を選択したものとみなすとしたことから、「又は水道環境」の文言を削除するものでございます。5ページをお願いいたします。水道技術管理者の資格基準の改正では、第4条第2号、その下の4号及び次ページの5号の短期大学等において、土木工学以外の学科目を終了した場合の実務従事期間に関する規定に、専門職大学の前期課程を含めるための文言を追加するものでございます。2ページをお願いいたします。附則としまして、この条例の施行期日は、平成31年4月1日からの施行としております。経過措置として、第3条8号の改正内容で述べましたように、技術士法第4条第1項の規定による第2次試験のうち上下水道部門にかかるものに合格したものであって、選択科目として、水道環境を選択したものを選択科目として、上水道及び工業用水道を選択したものとみなすとするものでございます。以上、説明を終わらせていただきます。

◎議長（徳永 正道君） 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑ありませんか。橋本議員。

○議員（4番 橋本 誠君） 今回ですね。改正ということですが、現在ですね。それこそあの監督者と水道技術管理者であります。現在は何人いらっしゃいますか。

◎議長（徳永 正道君） 上下水道課長。

●上下水道課長（深水 光伸君） この資格要件に該当する人数としましては、工事の監督者に該当できるものが、上下水道課では2名、水道技術管理者の資格要件としましては4名でございます。

◎議長（徳永 正道君） 橋本議員。

○議員（4番 橋本 誠君） 年々その課が変わってきますんで、技術者が少なく退職したりすれば、減ってきますよね。ですから、今後ですね。そういう育成にはですね。前もって育成していただければと思いますが。

◎議長（徳永 正道君） 上下水道課長。

●上下水道課長（深水 光伸君） この資格要件につきましては、年数要件になっているところがございまして、工事の監督につきましましては、工事監督、水道技術管理者の両方の資格とも、10年近くの高卒卒業後、10年近くの実務経験年数が必要となります。水道管理者のほうにつきましましては、年数を軽減する研修等がございますので、そちらのほうで資格要件を満たしたものが、今のところうちの課で2名いるというところで、なかなか資格要件を満たすまでの年数が長いということもございます。今回、できます専門職、短期大学あたりの設置が、まだ水道部門が、予定されておられませんので、そちらができることを、できるようになったら、そちらのほうで対応できるように進めていければとは思っております。

◎議長（徳永 正道君） ほかにございませんか。

（「なし」の声あり）

◎議長（徳永 正道君） 質疑なしと認めます。討論ありませんか。これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

◎議長（徳永 正道君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。これから議案第56号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

◎議長（徳永 正道君） 起立多数です。したがって、議案第56号は原案のとおり可決されました。

日程第12 議案第57号

◎議長（徳永 正道君） 日程第12、議案第57号、あさぎり町防災行政無線施設条例を廃止する条例の制定についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。町長。

●町長（愛甲 一典君） 議案第57号あさぎり町防災行政無線施設条例の施設条例を廃止する条例の制定について提案いたします。提案理由を申し上げます。防災行政無線施設における支局及び陸上移動局に変えて簡易無線を整備したため、本条例を廃止する必要がある。よって、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求めるため提出するものです。詳細につきましては、担当課長より説明申し上げます。どうか審議の上、可決いただきますようよろしくお願いいたします。

◎議長（徳永 正道君） 総務課長。

●総務課長（土肥 克也君） はい。では議案第57号について御説明申し上げます。議案第57号では、あさぎり町防災行政無線施設条例を廃止するものでございます。3ページが、その廃止する条例でございますが、あさぎり町防災行政無線施設につきましては、あさぎり町情報通信基盤施設、いわゆるあさぎり光ネットワークの整備により、同報系を廃止したところでございます。しかしながら、基地局及び陸上移動局車載型になりますが、は災害対策事項等の伝達のために、引き続き設置していたものでございます。その後、さらに確実かつ迅速そして多様な伝達手段として、デジタル簡易無線機を整備することとし、進めてまいりました。本年度その整備を完了したことにより、本条例を廃止するものでございます。この条例は公布の日から施行することとするものでございます。以上で説明終わります。

◎議長（徳永 正道君） 提案理由の説明が終わりましたのでこれから質疑を行います。質疑ありませんか。質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論ありませんか。討論なしと認めます。これで討論を終わります。これから議案第57号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。起立多数です。したがって、議案第57号は原案のとおり可決されました。

日程第13、議案第58号

◎議長（徳永 正道君） 日程第13、議案第58号、あさぎり町高齢者等福祉対策住宅改造助成事業条例を廃止する条例の制定についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。町長。

●町長（愛甲 一典君） 議案第58号、あさぎり町高齢者等福祉対策住宅改造助成事業条例を廃止する条例の制定について提案いたします。提案理由を申し上げます。町単独補助でなく、県補助等を利用した同様の補助事業があるため、本条例を廃止する必要がある。よって、地方自治法第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求めるため提出するものです。詳細につきましては担当課長より説明申し上げます。どうか審議の上、可決いただきますようよろしくお願いいたします。

◎議長（徳永 正道君） 高齢福祉課長。

●高齢福祉課課長（出田 茂君） 議案第58号につきまして御説明を申し上げます。今回廃止いたしますあ

さざり町高齢者等福祉対策住宅改造助成事業条例でございますが、3ページになります。これは、平成15年4月に制定されたものでございます。助成基準内容は、基本的には介護保険住宅改造の要件と同じでございますが、要支援要介護の認定を受けていない自立した方も対象となっているのが特徴でございます。しかし、実態といたしまして、体が御不自由になり、住宅の改造が必要になった方は、介護保険住宅改造を利用されておりますし、また、熊本県の高齢者及び障害者住宅改造助成事業も利用できることから、単独事業でございますこの条例を廃止するものでございます。なお、附則として本条例の施行期日につきましては、平成31年4月1日から施行するものでございます。以上で、説明とさせていただきます。よろしくお願いたします。

◎議長（徳永 正道君） 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑ありませんか。（「なし」の声あり）

◎議長（徳永 正道君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

◎議長（徳永 正道君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。これから、議案第58号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

◎議長（徳永 正道君） 起立多数です。したがって、議案第58号は原案のとおり可決されました。

日程第14 報告第22号

◎議長（徳永 正道君） 日程第14、報告第22号、専決処分した平成30年度あさざり町一般会計補正予算。第12号の報告についてを議題とします。提出者の報告を求めます。町長。

●町長（愛甲 一典君） 報告第22号、専決処分した平成30年度あさざり町一般会計補正予算第12号の報告について。地方自治法第180条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分しましたので、同条第2項の規定により報告します。詳細につきましては担当課長より説明申し上げます。

◎議長（徳永 正道君） 企画財政課長。

●企画財政課長（片山 守君） はい、それではあさざり町一般会計補正予算第12号について説明をいたします。予算書の2ページをお願いいたします。第1条第2項から朗読させていただきます。第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。第2条、繰越明許費の追加は、第2表、繰越明許費補正による。平成31年2月8日専決。今回の補正予算は、町議会議員補欠選挙の経費を計上したものでございます。次に10ページをお願いいたします。企画財政課所管分について説明いたします。歳入でございます。最上段の目1地方交付税です。今回の補正予算の財源として普通交付税を充当したものでございます。企画財政課分は以上でございます。

◎議長（徳永 正道君） 総務課長。

●総務課長（土肥 克也君） では、今回の補正予算につきましては選挙費に係るものでございます。総務課から御説明させていただきます。まず、7ページの第2表繰越明許費補正について御説明申し上げます。先ほど申し上げましたとおり、今回の補正は、議会議員補欠選挙に要する選挙費でございます。当該選挙は、町長選挙と同日の平成31年4月21日に執行されるものでございますが、選挙におけるポスター掲示場設置は、町長選挙と同様に先行して執行される県議会議員選挙と合わせて、本年度中に委託することとしております。よって、今回ポスター掲示場設置委託料8万3,000円を補正するものでございます。ただし、事業の完了が選挙執行日以降であることから、繰越明許費として、本表のとおり追加したものでございます。それでは、歳出予算の説明を行います。目5町議会議員補欠選挙費といたしまして、ポスター掲示場設置委

託料88万3,000円を計上したものでございます。以上で説明を終わります。

◎議長（徳永 正道君） 報告が終わりました。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

◎議長（徳永 正道君） 質疑なしと認めます。これで報告第22号を終わります。

日程第15 報告第23号

◎議長（徳永 正道君） 日程第15、報告第23号、専決処分した工事請負契約についての議決を一部変更することの報告についてを議題とします。提出者の報告を求めます。町長。

●町長（愛甲 一典君） 報告第23号、専決処分した工事請負契約についての議決を一部変更することの報告について。地方自治法第180条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告いたします。詳細につきましては担当課長より説明申し上げます。

◎議長（徳永 正道君） 教育課長。

●教育課長（木下 尚宏君） はい。それでは、報告第23号について説明いたします。専決の根拠につきましては、省略をさせていただきます。工事請負契約の締結についての議決の一部変更について。平成30年7月5日に議会の議決を得ました上総合運動公園体育館改修工事請負契約の締結についての一部を次のとおり変更しております。1、変更する事項、契約金額、既決の金額8,964万円。変更する金額9,379万9,292円。増額の415万9,292円でございます。変更の理由でございます。一つ目といたしまして、夏場の熱中症対策といたしまして、換気扇設置を行っております。次に、アリーナ照明の配置を変更しております。3点目といたしまして、アリーナ床の露出釘の埋め込み作業を行っております。以上で説明を終わります。よろしく願いいたします。

◎議長（徳永 正道君） 報告が終わりました。質疑ありませんか。皆越議員。

○議員（10番 皆越 てる子さん） はい、10番皆越です。これ体育館の改修でございましたけれども、現場を見てもみますとですね、玄関入り口の植え込みがあります。5メートルぐらいですね、いた杉かなんか上げてあるんですけども、あそこがですねというちょっと撤去していただかないとちょっともう枯れてですね木が何本かあるんですけども、たばこの火とかもですねちょっと住民の方が使われて、ちょっと投げ捨てるってということもあるかと思いましたので、今朝ですね現場を見てちょっと撤去したほうがいいんじゃないかなあというそんな感じがしましたので、ちょうど玄関の右のほうですね、現場を確認して見ていただきたいと思いますけど、

◎議長（徳永 正道君） 教育課長。

●教育課長（木下 尚宏君） はい、現場のほうをとりあえず確認をさせていただいて対応をすぐに対応できる部分であれば対応したいと思います。よろしく願いいたします。

◎議長（徳永 正道君） 久保議員。

○議員（5番 久保 尚人君） 5番久保です。ですね、今回、夏場の熱中症予防対策として換気扇を設置ということになってます。これは最初の改修の計画の中では出てこなかったことなんではないでしょうか、どのような経緯で出てきてますか。

◎議長（徳永 正道君） 教育課長。

●教育課長（木下 尚宏君） はい、設計した段階では換気扇の設置等が入っておりませんでした。ただ、この改修工事を行うというところで体育館を利用されている方々から、換気扇の設置の要望が出たところがございます。ですので追加工事として工事をさせていただいております。以上でございます。

◎議長（徳永 正道君） 久保議員。

○議員（5番 久保 尚人君） えっとですね、改修計画が出ているところで事前にですねやはりそこは利用

者の方々との協議を一度先に持っておく等の必要があったんじゃないかなと考えます。アリーナ床の露出くぎ等の埋め込み作業とかですね実際にその作業した後に出てくることなのでいたし方ないとは思いますが、ぜひ利用者の方々の声をですね1番最初から聞くように聞いていただいて、改修計画等に盛り込んでいただくというような作業は今後できないものですか。

◎議長(徳永 正道君) 教育課長。

●教育課長(木下 尚宏君) はい、なるべくですね、工事に入る前には利用者の方々の声を聞いて設計をに入るように、そういった対処をしていきたいと思えます。

◎議長(徳永 正道君) いいですか。ほかにごいませんか。

(「なし」の声あり)

◎議長(徳永 正道君) 質疑なしと認めます。これで報告第23号を終わります。

日程第16 議案第59号

◎議長(徳永 正道君) 日程第16、議案第59号、平成30年度あさぎり町一般会計補正予算第13号についてを議題といたします。提案理由の説明を求めます。町長。

●町長(愛甲 一典君) 議案第59号、平成30年度あさぎり町一般会計補正予算第13号について提案いたします。平成30年度あさぎり町の一般会計補正予算第13号は次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億4,097万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ112億9,635万9,000円とするものです。詳細につきましては、それぞれの担当課長より説明申し上げます。どうか審議の上、可決いただきますようよろしくお願いいたします。

◎議長(徳永 正道君) 企画財政課長。

●企画財政課長(片山 守君) あさぎり町一般会計補正予算第13号について説明いたします。第1条第2項から朗読させていただきます。第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。第2条、繰越明許費の追加は、第2表繰越明許費補正による。第3条債務負担行為の追加は、第3表債務負担行為補正による。第4条、地方債の追加及び変更は、第4表地方債補正による。次に7ページをお願いいたします。第2表繰越明許費補正でございます。今回は、10事業9,681万1,000円となりました。次のページでございます。第3表債務負担行為補正でございます。5業務を計上しております。今回の債務負担行為の追加は、来年度事業について、新年度4月1日からの業務開始に合わせて準備行為が必要となり、本年度中に契約まで終了させる必要があるということで計上したものでございます。次のページをお願いいたします。第4表地方債補正でございます。追加が1事業1,200万円、変更が8事業で、合計額8億5,430万円を7億6,180万円に変更するものでございます。12ページをお願いいたします。歳入でございます。企画財政課所管分につきまして説明いたします。最上段、目1地方特例金の減収補てん特例交付金でございますが、収入額が450万円で確定いたしましたので、差額を計上したものでございます。2段目の目1地方交付税です。今回の補正予算の繰り上げ償還金の財源及びその他の経費の財源調整として、普通交付税で調整をしております。次は14ページでございます。最上段の目1総務費国庫補助金でございますが、2行目の地方創生推進交付金343万7,000円の減額でございます。国のブランド化による雇用創出事業の事業費が確定し、その2分の1の補助金も確定いたしましたので、減額をするものでございます。16ページです。最上段、目1総務費県補助金の土地利用規制対策費交付金も確定による減額でございます。次のページです。中ほどの目1総務費県委託金の統計調査費委託金につきましても、平成30年度で行いました統計調査の委託金の確定に伴う補正でございます。最下段の目2、利子及び配当金の財政調整基金利子6,771万5,000円、次のページのふるさと基金利子75万5,000円、まちづくり基金利子2,594万4,000円につきましては、

債券の運用益となっております。最下段の雑入の枠の2行目、市町村振興協会市町村交付金につきましては、ハロウィンジャンボ宝くじの収益金として交付されたものでございます。次のページでございます。町債につきましては、私のほうからは、過疎債のソフト事業分につきまして説明をいたします。目2民生費の民生債の出生祝い金事業債でございますが、事業債の減額による財源としての起債の減額となります。目4商工観光債の住宅リフォームと補助事業債につきましては、この事業については、特別交付税措置があるということで、適債事業になりませんでしたので、全額を減額するものでございます。20ページでございます。歳出です。中ほどの目3文書広報費でホームページ管理委託料116万5,000円の減額でございます。ホームページにつきましては、繰越予算でリニューアルいたしました。管理委託料につきまして、4月からの半年間がホームページの作成期間として発生せず、10月から3月までの半年間の支払いとなりましたので、入札残と合わせて減額するものでございます。次に、目4財政管理費の財務諸表作成支援業務委託料36万7,000円の減額です。公会計制度の職員研修につきまして、この費目から支出せず、総務管理費の一般管理費で職員の全体研修として行いましたので、その分を減額するものでございます。最下段、目7企画振興費では、まちづくり審議会の委員報酬及び費用弁償を実績に応じて減額しております。節19負担金補助及び交付金で、くま川鉄道経営安定化補助金は、くま川鉄道の車両施設整備のために補助しているものでございます。枕木の交換、列車の点検等に使われております。くま川鉄道に対する補助金は、9月に経常損失分、3月に車両施設整備分として補助しているもので、平成30年度の補助総額は1,881万8,000円となりました。次のページでございます。最上段、目8電子計算費でございますが、雷で被災した電算機器分の保険料が収入していますので、147万5,000円を財源更正しております。2行下、目14基金費です。ふるさと基金積立金、まちづくり基金積立金、財政調整基金積立金につきまして、歳入の利子分をそれぞれ積み立てるものでございます。次の目19地域おこし協力隊費の減額でございますが、平成30年度は、1名追加で採用の予定でございましたが、採用ができませんでしたので、その1名分の経費を減額するものでございます。現在は、平成31年度の採用に向けて、農業研修生として2名の募集をしているところでございます。本年1月には、東京で行われましたJOIN移住交流地域おこしフェアに参加し、募集を行ってきたところでございます。JOINのホームページ、本町のホームページ、広報紙等でも、募集のPRを行っているところでございますが、今のところ希望者がいないところでして、現在、期間を延長して募集をかけているところでございます。次のページでございます。下のほう、項5統計調査費でございますが、目2の学校基本調査費から、次のページ目8の国勢調査準備経費までにつきましては、歳入で説明いたしました統計調査の委託金が確定しておりますので、それに基づきまして歳出を調整しているものでございます。次に29ページをお願いいたします。下から2段目の目18担い手育成基盤整備事業費でございます。農業費でございますが、私のほうから説明したいと思っております。この目では、担い手育成基盤整備事業という土地改良事業を行ったときに、その受益者負担分は、町で支出することになったのですが、県の利子補給等の補助金があるため、各土地改良区、百太郎溝神、幸野溝、中球磨の各土地改良区に借入れをお願いし、その償還金を補助金として町から支出しているものでございます。現在、残高が約1億7,300万円ありまして、繰上償還に応じてもらえるということで、償還金元金と県の補助金返還分104万9,000円を合わせて計上するものでございます。この繰上償還により、県の補助金分を含めても、最終的に80万円程度余裕があるということでございます。そして、また、後年度の一般財源の支出を抑えることができますので、財政的な財政運営的に有利であるというふうと考えているところでございます。次に36ページをお願いいたします。項1公債費の目1元金及び目2の利子でございますが、利率見直しによる調整で、元金が98万円増加し、基金利子が381万1,000円減額となるものでございます。企画財政課は以上でございます。

◎議長（徳永 正道君） 説明の途中でございますけれども、ここで休憩いたします。午後は、1時30分からでございます。

休憩 午前11時56分

再開 午後 1時30分

◎議長（徳永 正道君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

●総務課長（土肥 克也君） 総務課長。それでは議案第59号におきましての総務課所管分を説明申し上げます。9ページ、第4表地方債補正から説明いたします。変更の表でございまして、一行目の総務施設整備事業についてでございます。この事業は東免田駅駐車場整備事業でございまして、その実績により限度額を10万円減額し460万円とするものでございます。次に、下から3行目の防災基盤整備事業についてですが、これは全国瞬時警報システム、通称J-ALERTの新型受信機導入事業でございまして、その実績により限度額を390万円減額し240万円とするものでございます。次に、歳入予算を説明いたします。14ページでございます。最下段、目1総務費国庫委託金では自衛官募集事務委託金を本年度の配分決定により減額するものでございます。17ページをお願いいたします。一つ目の枠、3段目の目7消防費県補助金では説明欄の補助金を交付確定によりそれぞれ減額するものでございます。18ページをお願いいたします。二つ目の枠、目1不動産売払収入では、節1土地建物売払収入に町有地3筆の売払収入を増額し、補正後の売払収入の総額は1,898万円となるものでございます。次に、三つ目の枠の目3雑入では、説明の欄、一行目の公有自動車損害共済解約返戻金は、公用車の廃車による解約返戻金を、下から2行目の公有建物災害共済金に本年度における公有建物の罹災8件に対する災害共済金を、次の公有自動車損害共済金は、本年度における公有自動車の事故5件に対する損害共済金を計上するものでございます。19ページをお願いいたします。二つ目の枠の目1総務費及び目6消防費は、第4表地方債補正において説明をしたとおりでございます。以上で、歳入予算の説明を終わります。20ページをお願いいたします。歳出予算です。一つ目の枠の目1議会費では、節1報酬を議員辞職及び1特別委員会の終了により減額し、また、節9旅費及び節11需用費を本年度支出見込みによる不用額をそれぞれ減額したものでございます。次の目1一般管理費では、まず節3職員手当等に退職手当特別負担金を計上しております。本年度末をもって、定年により4名、応募認定により1名、計5名の退職にかかる熊本県市町村総合事務組合負担金条例に基づく特別負担金を計上するものでございます。次の節4共済費は、本年度の支出見込みによる所要の額を補正するもので、今回、給与費について、同様の理由により必要とする科目を補正しております。このことから補正する給与費についての各課からの説明は省略させていただき、その総額は、最後に給与費明細により説明させていただきます。これは、特別会計も同様でございます。次の節11需用費は、印刷製本の外注を取り止めたことによる不用額を減額したものでございます。下から2段目の目6財産管理費では、使用料の見直し、補助事業への振りかえ及び節約による不用額を減額するものでございます。次ページ21ページをお願いいたします。2段目の目12防犯対策費では、防犯灯及び防犯カメラに係る電気料の支出見込みにより不足額を増額するものでございます。目14基金費、説明の欄3行目の公共施設基金積立金は、本年度の基金利子及び基金運用収入並びに財産売払収入を基金積立金として増額するもので、補正後の当該基金への積立金総額は3,286万8,000円となるものでございます。続きまして33ページをお願いいたします。中ほどの目4防災管理費です。ここでは、主に入札残実績等による不用額を減額するもので、節11需用費の電気料は、告知放送支局に係る支出見込みにより不足額を増額するものです。続きまして37ページをお願いいたします。ここからが給与費明細になります。まず、特別職でございます。今回の補正により、議員報酬は、比較の欄に示

すとおり69万7,000円の減額となります。また、その他の特別職では、多くは、総務課所管の防災会議委員報酬と同様、実績により減額するものでございますが、今回、農業委員報酬の増額により、補正の総額は211万円の増額となるものでございます。次ページ38ページをお願いいたします。一般職の給与費における補正の総額は、それぞれ比較の欄に示す額のとおりでございます。職員手当の増額は、下の表の一番右の退職手当において、特別負担金の計上により、増額したことによるものでございます。次ページ39ページをお願いいたします。39ページは、給与費の補正を事由別に示すものでございます。今回の補正では、育児休業等勤務に伴うもの。また、扶養手当等各種手当における支給要件の変更によるもので、退職手当は先に説明したとおりでございます。よって、すべてその他の増減分に区分するものでございます。以上、総務課所管分の説明を終わります。

◎議長(徳永 正道君) 会計管理者。

●会計課長(田中 伸明君) それでは、会計課所管分について御説明申し上げます。

●会計課長(田中 伸明君) 17ページをお願いいたします。歳入になりますが、一番下の目2利子及び配当金といたしまして、各基金利子の増額補正をお願いしております。所管課長からも説明がっておりますが、会計課のほうで、一括して運用を行っておりますので、今回の補正について御説明いたします。基金の運用につきましては、本年度から、一括運用ということで取り組んでおりまして、その運用益については、各基金の現在高で案分しまして、配分をいたしますが、本年度その実績により、特別会計を含めたすべての基金について、今回増額の補正をお願いするものでございます。なお増額の要因ですが、平成23年度に購入をしておりました20年国債、これ額面10億円でございますが、これを売却したことによる収益が、1億2,060万4,000円。また新たに購入した債権のクーポン収入が、269万6,000円。合わせまして1億2,330万円が増額となったためでございます。会計課所管分については、以上でございます。

◎議長(徳永 正道君) 町民課長。

●町民課長(宮原 恵美子さん) はい。はい、町民課所管の補正予算について歳入から御説明申し上げます。13ページをお願いいたします。中枠の目1総務手数料、節5諸証明手数料及びその下の節6個人番号関係手数料でございます。いずれも、3月末までの実績を見込んだところで減額をするものでございます。次のページをお願いいたします。最上段になります。目1総務費国庫補助金、節1戸籍住民基本台帳費補助金の個人番号カード交付事業費補助金でございます。マイナンバーカード等の製造発行に係ます事務を地方公共団体情報システム機構へ委任をいたしておりますので、町がシステム機構に交付する負担金に対しての補助金でございます。当初158万5,000円の交付予定額でございましたが、総務省からの通知により、総額が140万6,000円ということで、17万9,000円の減額をするものでございます。次の15ページをお願いいたします。1枠目になります。目2民生費国庫委託金、節2国民年金事務委託金でございます。国民年金制度改正に伴いますシステム改修につきまして、改修の必要がなくなった分10万5,000円と交付金の対象とならない経費分22万2,000円を減額するものでございます。以上で歳入を終わります。次に歳出について御説明申し上げます。22ページをお願いいたします。2枠目になります。目1戸籍住民基本台帳費、節14使用料及び賃借料の戸籍システムリース料の減額は、戸籍システムリース料の入札残を減額するものでございます。節19負担金補助及び交付金、個人番号カード関連事務負担金でございます。歳入のほうで、御説明申し上げました国庫補助金で受け入れた額をそのまま地方公共団体情報システム機構へ支出するものでございますが、総務省からの通知に基づきまして減額をさせていただきます。25ページになります。1枠目の中ほどになります。目5国民年金事務費、節13委託料の電算システム改修委託料の減額でございます。歳入で御説明申し上げましたシステム改修が不要となりました費用分を減額するものでございます。以上で、町民課所管の説明を終わります。よろしくお願いいたします。

◎議長（徳永 正道君） 生活福祉課長。

●生活福祉課長（上村 哲夫君） はい。それでは生活福祉課所管分の説明をさせていただきます。今回の補正予算につきましては、歳入歳出予算の各事業の本年度実績に基づく国庫負担金、補助金などの交付申請並びに変更申請に伴う決定、内示に基づく調整が主な理由となっております。また、社会福祉総務費関係におきましては、デマンド交通事業分の繰り越しと減額補正。児童福祉関係では、保育園、認定こども園に対する施設型給付費の歳入歳出での追加補正などが主な内容となっております。最初に7ページをお願いいたします。第2表繰越明許費補正の一番上の款3民生費、項1社会福祉費、事業名、乗り合いタクシー運行事業で、総額138万1,000円といたしております。本年度予算で、デマンド交通システムの移行的に検討を行ってまいりましたが、実施に向けての関係費用を繰り越すものでございます。内容といたしましては、車両に表示するステッカー、事業内容を周知するためのパンフレット印刷及びシステム導入関係の委託料となっております。次の項2児童福祉費、事業名、保育所等整備事業費補助金で1,803万5,000円を繰り越すものですが、現在工事を行っております中球磨幼稚園の施設整備工事につきまして、実施設計及び入札が遅れた関係で、当初予定された本年度工期内の進捗率に変更が生じたことに伴いまして、本年度工事における進捗率を当初予定の60%から40.8%に変更し、19.2%分を翌年度に繰り越すものでございます。次の8ページをお願いいたします。第3表負担行為補正でございます。上の枠から、ふれあい福祉センター警備業務と次の枠の自家用電気工作物保安管理業務につきましては、町内温泉施設の再編に基づき、ふれあい福祉センターの改修工事が終了するまでの期間につきまして、施設の警備と電気工作物保安管理業務につきましては、これまでの指定管理者から町で支出する必要がありますので、4月1日からの次年度機関において業務を委託するものでございます。次の9ページをお願いいたします。第4表地方債補正ですが、下枠の2枠目、出征出生祝い金事業につきましては、960万の限度額に減額を補正をするものでございまして、実績96名でございます。次、歳入からお願いいたします。12ページをお願いいたします。歳入で一番下の枠になります。目2民生費負担金、節3児童福祉費負担金で、保育所負担金の減額は、3月までの収入見込み額と予算額の差額の減額補正を行うものです。主な要因といたしましては、本年度から実施されました第3子の保育料無償化が3歳から5歳に引き上げられたこと。町内の二つの園が、保育園から認定こども園に移行しまして、直接、園が保育料を徴収することになったため、当初の見込み額との差が生じたことなどが挙げられます。次の保育所負担金過年度分につきましては、担当課職員の過年度分の徴収に当たった結果の増額補正となっております。次の目3衛生費負担金、節1保健衛生費負担金、養育医療費につきましては、年間の実績による保護者の低体重出生児医療の保護者負担金の減額となっております。次の13ページをお願いいたします。上の枠から、目2民生費使用料、節2児童福祉施設使用料で、保育所使用料過年度分につきましても、年間徴収実績に基づく増額補正となっております。一番下の枠で、目1民生費国庫負担金、節2の障害者福祉負担金ですが、障害者の自立支援に対する実績の見込みでの減額補正です。節4児童福祉総務費負担金、施設型給付費負担金につきましては、歳出で保育園、認定こども園に対する施設型給付費の実績見込みによる国庫負担分の増額となっております。理由といたしましては、保育園、認定こども園に対する処遇改善による人件費などの増額に伴いまして、国庫負担金分が増額となったものでございます。次の節5児童手当負担金につきましては、本年度における国の交付決定に基づき減額補正を行うものです。次の目2衛生費国庫負担金、節1保健衛生費負担金、養育医療費負担金につきましても、同様の減額理由となっております。次の14ページをお願いいたします。目2民生費国庫補助金、節1障害者福祉費補助金及び次の節の2児童福祉総務費補助金、地域子供子育て支援事業補助金につきましては、それぞれの補助事業の本年度実績見込みに基づく交付申請額での増額及び減額補正となっております。次の15ページをお願いいたします。上の枠の目2民生費国庫委託金、節1障害者福祉費委託金、特別児童扶養手当事務委託金につ

きましては、受給者の増に伴う事務費分の増額補正となっております。次の枠の目2民生費県負担金で、節2障害者福祉費負担金、障害者自立支援給付費等負担金、節4児童福祉費総務費負担金、施設型給付費負担金並びに節5児童手当事業費負担金の各県負担金につきましては、国庫負担金同様、本年度の実績に基づきまして、各事業の実績に基づく増減額での補正となっております。次の節6救護施設費負担金で、事務費負担金につきましては、当初定員50名での予算に対しましての実績で増えたことに対する県の負担金増額、保護費負担金につきましては、最終的な負担実績に基づき不用分を減額するものでございます。次の目3衛生費県負担金、節1保健衛生費負担金、養育医療費負担金につきましては、国庫負担金同様、低体重出生児の医療費実績に基づくものでございます。次の16ページをお願いいたします。目2民生費県補助金、節3障害者福祉費補助金で、障害者住宅助成事業費補助金につきましては、1件の事業費分を計上してございましたけれども、本年度の事業申請がございませんので、減額するものでございます。次の地域生活支援事業補助金と重度訪問介護等利用促進事業補助金につきましては、事業実績による補正。難聴児補聴器購入費事業費補助金につきましては、単県補助事業でございますが、県の調査期限までに申請がなかったため減額するものでございます。重度訪問介護等利用促進事業補助金につきましては、居宅介護重度訪問介護などの訪問系サービスの事業について、補助基準額と実際の報酬単価の差額分につきましては、国2分の1、県と町が4分の1で交付されるものです。次の節4児童福祉費補助金、多子世帯子育て支援事業費補助金につきましては、本年度から実施されている単県2分の1の補助事業で、18歳未満の子供のうち、昨年度までの第3子未満児の保育料を無料とする内容が、5歳未満に引き上げられたもので、実績人数に基づき増額を行うものでございます。次の施設型給付費補助金及び地域子供子育て支援事業費補助金につきましては、国庫補助金同様に、本年度の認定こども園の一時預かり事業と保育園の延長事業の実績見込みによる県補助金の交付決定に基づきましての増額となっております。次の節5子供医療費助成事業費補助金、乳幼児医療費補助金は、4歳未満児の自己負担を除いた2分の1の単県補助事業の実績、節6ひとり親家庭等医療費補助金につきましては、町助成額の2分の1の単県補助となっておりますが、それぞれの実績見込みによる補正となっております。次に18ページをお願いいたします。下の枠で諸収入ですが、目1民生費納付金、節1救護施設費納付金、入所者の自己負担金ですが、当初の見込み額より、入居者増額となった分の負担金の増額補正となっております。次の過年度分につきましては、1名の方から定期的に納入をお願いしておりますが、今回、納入回数を見直しを行った分の追加額となっております。下の枠になりますが、目3雑入、説明欄の上のほうから5つ目の温泉施設指定管理委託料返還金につきましては、指定管理制度の運用方針に基づきまして、現指定管理者である社会福祉協議会と協議確認を行いまして、昨年度である平成29年度の精算をさせていただきます。4施設の人件費、燃料代等が、主な返還内容となっております。主な内訳といたしましては、ヘルシーランド工事期間中の人件費やヘルシーランドふれあい福祉センターにおける運営管理面での経費の中での消毒液などの予算残額などが返還を行う分となっております。逆に町からの追加分では、リスク分担表に基づきまして、物価の変動による燃料費の高騰、レジオネラ菌発生による臨時休館期間の利用料の保証などとなっております。各4施設の返還部分と追加分を相殺した金額となっております。次の児童手当の国費、県費の交付金精算金、養育医療の国費、県費の交付金精算金につきましては、それぞれの過年度分の精算金額が確定しておりますので、本節で受け入れるものでございます。次、歳出でございますが、目1社会福祉費、節1報酬の非常勤職員報酬から、節3職員手当と節4共済費の共済組合負担金の除きまして、次の24ページ最上段の節19乗り合いタクシー補助金までの減額補正につきましては、デマンド交通システムの運営に関する本年度の費用の減額補正となっております。内容といたしましては、節1報酬、節4共済費の社会保険料並びに節9の費用弁償につきましては、デマンドシステムのオペレーター2名分の雇用に要する人件費、節14のシステムのサーバーと車両に取りつける機器類使用料となっております。

で、減額を行うものでございます。次の24ページをお願いいたします。節19につきましては、デマンド事業の補助金と現行の乗り合いタクシーの補助金につきましては、半年分計上いたしておりましたので、デマンドシステムの運行に関する補助金分を減額するものとなっております。なお、節11需用費のステッカー代パンフレット印刷、節13委託料で計上いたしておりましたシステム関係の導入委託に関する費用につきましては、第2表繰越明許費補正にて説明をいたしましたとおり、次年度への繰り越しとするものでございます。次の25ページをお願いいたします。目4、節3委託料の障害者福祉費、説明欄の地域生活支援事業委託料ですが、活動支援分において、利用人数、利用回数が増加いたしておまして、現予算では、不足が見込まれますので、今回追加補正をお願いするものでございます。次の節20扶助費ですが、身体障害者更生医療給付費につきましては、当初の見込み額よりも、生活保護世帯の高額な医療費が多かったことから、予算に不足が生じたために、追加補正を行うものでございます。次の障害介護給付費、療養介護医療費につきましては、当初予算で、前年度の増加率で予算化いたしておりましたが、3月までの支出見込みに基づきまして、歳入で国、県支出金の減額を含めまして、減額補正を行うものでございます。次の節23償還金利子及び割引料、障害者自立支援医療費の国庫分と、県費の負担金返還金ですが、実績報告により、平成29年度分の負担金の返還金となっております。下の枠をお願いいたします。目1児童福祉総務費、節8報償費の出生祝い金につきましては、歳入町債で説明いたしましたとおり、本年度実績の見込み96名での減額となっております。次の26ページをお願いいたします。節19負担金補助及び交付金で、施設型給付費負担金につきましては、歳入で国県負担金でそれぞれ増額の補正をお願いいたしております。保育園、認定こども園に対する処遇改善等により、人件費などの加算による増額が行われたことに伴う実績見込みとなっております。次の子育て支援強化事業補助金、放課後児童クラブ環境改善整備推進事業補助金、一つ飛びまして、延長保育事業補助金につきましては、実績見込みに基づく補助金交付予定額と予算額との差額につきまして補正を行うものとなっております。病児病後児保育事業負担金につきましては、公立多良木病院企業団への構成4町村の負担金ですが、国県の補助基準額の増額により、構成4町村の負担額が減額となったものでございます。次の目2児童手当事業費、節20扶助費の児童手当につきましては、当初見込みより転出などによる児童数の減少などが原因での減額補正となっております。目3子供医療費助成事業につきましては、歳入で説明いたしました県の補助対象となる4歳児未満の実績額が当初見込みより少なかったことによる財源更正となっております。次の目4ひとり親家庭福祉費、節20扶助費につきましては、実績見込みにより不足分の追加補正を行うものです。次の枠の救護施設費関係ですが、目1救護施設総務費、節1報酬、非常勤職員報酬の減額につきましては、1月末付での退職による減額。次の目2救護施設事業費、節11需用費の修繕料につきましては、水道、トイレ、浴槽などの修繕を行うものとなっております。次の27ページをお願いいたします。下から2枠目の目9養育医療費、節23償還金利子及び割引料での未熟児養育医療費に係る国県の負担金返還金につきましては、平成28年度における医療機関からの過大請求分の返還が、社会保険診療報酬支払基金になされたことに伴いまして、国・県それぞれの受領額と精算金との差額を国・県への返還金として、それぞれの負担割合に基づきまして補正を行うものとなっております。以上で、生活福祉課所管分の説明を終わります。よろしくをお願いいたします。

◎議長（徳永 正道君） 高齢福祉課長。

●高齢福祉課課長（出田 茂君） 高齢福祉課所管分を説明いたします。

●高齢福祉課課長（出田 茂君） 債務負担行為補正を説明いたします。8ページになります。第3表債務負担行為補正、今回、追加しております生活管理短期宿泊業務27万円。在宅高齢者等緊急通報装置対応業務88万4,000円、人吉球磨成年後見センター運営業務236万3,000円は、今年度に引き続き継続して、平成31年4月1日から、事業を実施する必要があります。契約期間は、契約日から2020年3月3

1日までとなります。いずれも本年度中に契約等の事務処理を開始する必要があるため、債務負担行為を設定させていただくものでございます。予算措置につきましては、新年度の予算に計上させていただきます。次に歳入を説明いたします。12ページになります。4段目1枠目になります。目2民生費負担金、節1老人福祉費負担金、養護老人ホーム入所者負担金70万5,000円を減額します。当初費用徴収者の一つ便の平均金額を65万8,000円と見込んでおりましたが、実績見込みでは59万9,000円程度と推計しているため、この差額分によるものでございます。13ページになります。1番目の1番上の枠になります。目2民生使用料、節1社会福祉施設等使用料、白寿荘使用料4万2,000円の減額、生活支援ハウス使用料9万8,000円の減額は、いずれも実績見込みによるものです。16ページになります。2枠目になります。目2民生費県補助金、節2老人福祉費補助金、老人クラブ活動等事業費補助金4万5,000円の増額は、県補助金の内示によるものでございます。その下の高齢者住宅改造助成事業費補助金35万円の減額は、実績見込みによる減額です。県の補助率は2分の1となります。歳出を説明いたします。24ページになります。2枠目になります。目2老人福祉費、節8報償費、金婚式記念品3万2,000円の減額は、実績による不用額です。敬老祝金60万円の減額は、実績見込みによる不用額でございます。節11需用費4万4,000円の減額は、敬老会及び金婚式に係る経費で、実績が確定したことによります不用額です。敬老会の参加者でございますが、4,040人で行いました。また、金婚式の対象者は35組で行いました。節12役務費、認知症高齢者対策GPS加入手数料2万4,000円の減額は、平成30年10月1日よりGPS機器を介護保険事業の福祉用具貸与品目としたことによる不用額でございます。緊急通報装置システム移行手数料18万4,000円の減額は、実績による不用額です。当初55件を見込んでおりましたが、実績は31件で行いました。節13委託料、敬老会記念式業務委託24万1,000円の減額は、実績による不用額です。生活管理指導短期宿泊事業委託料20万円の減額は、実績見込みによるもので、当初延べ利用日数を70日と推計しておりましたが、現在の段階では、31日程度と見込んでおります。緊急通報装置システム管理業務委託料88万5,000円の減額は、実績見込みによるものです。現在の平均利用件数は、ひと月33件となっております。節19負担金補助及び交付金、老人クラブ補助金10万1,000円の減額、シルバーエイト負担金5万5,000円の増額は、実績によるものです。老人クラブの会員数を当初2,665人と見込んでおりましたが、2,564人での申請がありました関係でございます。節20扶助費、高齢者住宅改造助成事業費70万円の減額は、実績見込みによる減額です。節28繰出金、介護保険特別会計繰出金4万8,000円の増額は、介護保険事業特別会計の低所得者保険軽減繰入金町の負担不足分によるものです。3枠目になります。目3老人保護費、節20扶助費、老人施設入所措置費360万の減額は、実績見込みによる不用額です。当初ひと月平均30万円、30人の利用人数を見込んでおりましたが、現在27.7人と見込んでいる関係でございます。以上で、高齢福祉課所管分の説明を終わります。

◎議長（徳永 正道君） 健康推進課長。

●健康推進課長（松本 良一君） それでは健康推進課所管分につきまして、御説明いたします。13ページをお願いします。歳入でございますけれども、下の枠でございます。目1民生費国庫負担金、節3国民健康保険事務費負担金、国民健康保険基盤安定負担金。これにつきましては、保険税の軽減世帯に応じて交付されるものでございますけれども、交付決定に基づき225万2,000円を減額するものでございます。次に15ページをお願いします。中ほどでございますけれども、目2民生費県負担金、節1老人福祉費負担金、後期高齢者保険基盤安定拠出金。これは、保険料の軽減額の4分の3を県が負担するものでございますけれども、交付決定に基づき180万2,000円を減額するものでございます。それから節3国民健康保険事務費負担金、国民健康保険基盤安定負担金。これは、保険料の軽減額に対して、県から負担されるものでございます。1,337万4,000円を減額するものでございます。次に24ページをお願いします。目2老

人福祉費、節3職員手当等の時間外勤務手当でございますけれども、後期高齢者医療被保険者証の発行事務等に見込んでおりましたけれども、不用となりましたので減額するものでございます。それから繰出金、節28繰出金でございますけれども、2行目の後期高齢者医療特別会計保険基盤安定繰出金。歳入で説明しましたけれども、保険料の軽減額に対する県の負担金と町の負担金を合わせて、特別会計へ繰り出すものでございます。それから、その下の後期高齢者医療特別会計歯科口腔健康診査繰出金。当初は、127人分を見込んでおりましたけれども、実績見込みが35人となりましたので、減額するものでございます。次の25ページをお願いします。中ほどになりますけれども、目6国民健康保険事務費、節28繰出金、国民健康保険特別会計繰出金。繰り出し基準に基づき繰り出すものでございますけれども、保険税の軽減基準額等が減額となっておりますので、繰り出し金も減額するものでございます。次の27ページをお願いします。一番上の目1保健衛生総務費、節19負担金補助及び交付金、病院事業負担金でございます。これは、公立多良木病院の負担金でございますけれども、当初予算で、11万9,000円の負担金を計上しておりましたけれども、職員数に係る特別交付税分。それから、児童手当に係る分が含まれていなかったというようなことで、追加補正をお願いするものでございます。それから、その下の熊本県僻地医療自治体病院開設者協議会負担金。これにつきましては、今年度は、前年度からの繰越金のみで事業が実施可能というようなことで、報告がありましたので、全額減額するものでございます。それから、目4健康増進事業費、節3職員手当等の時間外勤務手当でございますけれども、検診申し込みがあったもののシステムへの入力業務等に予定しておりましたけれども、一部不用となりましたので、減額するものでございます。それから、13委託料でございますけれども、集団健診の委託料につきまして、健診のオプションで、ヘリカルCT、それから大腸ファイバーと申し込みされていた中で、実際に健診を受けられる方が、少なかったというようなことで減額するものでございます。それから、6番の予防接種事業費、節13委託料、個別接種医療機関委託料でございます。インフルエンザ、これ高齢者のインフルエンザの予防接種について、3,400人分を見込んでおりましたけれども、190人ほど未接種の方がおられましたので、その分を減額するものでございます。それから、目8保健センター管理費ということで、これは財源の更正でございますけれども、免田の保健センターが落雷によりまして、空調設備等が被災しておりましたけれども、その共済金が入りましたので、更正するものでございます。以上で、健康推進課分の説明を終わります。

◎議長（徳永 正道君） 農業委員会事務局長。

●農業委員会事務局長（船津 宏君） はい、農業委員会の補正予算について説明をいたします。歳入から説明をいたします。16ページをお願いいたします。枠の中ほど、目4農林水産事業費、県補助金の節1農業委員会補助金の農業委員会交付金69万5,000円の増額につきましては、追加割り当てがなされた交付決定による増額補正です。同じ欄の農地利用最適化交付金については、農業委員会の成果実績に応じて、交付されるもので、254万8,000円の追加交付決定による増額補正です。これは、後に歳出で説明いたします農業委員報酬の能率給に充当されます。次に歳出を説明いたします。28ページをお願いいたします。一番上の目1農業委員会費、節1報酬の272万6,000円のうち、17万8,000円につきましては、昨年4月まで任期のあられた前任の失礼しました。前任の委員さんの報酬について、月額で支給しなければならぬことが判明したため、4月に退任された8名の委員さんの報酬を計上しています。残りの254万8,000円につきましては、先ほど歳入で説明いたしました農地利用最適化交付金の増額分を農業委員さんの報酬に充てるもので、本年度から、新たな農業委員制度となって、報酬の中に能率給が設けられておりまして、各農業委員さんの活動成果に基づいて算定された額を交付金の範囲内で支給するものです。以上で、農業委員会分の説明を終わります。

◎議長（徳永 正道君） 農林振興課長。

●農林振興課長（甲斐 真也君） はい。それでは、農林振興課所管分の補正予算の説明をいたします。7ページをお願いいたします。第2表繰越明許費補正です。3行目の款5農林水産業費、項1農業費の産地パワーアップ事業409万1,000円は、あさぎり薬草合同会社が予定している施設整備事業で、三島柴胡洗浄機3台、自動こん包機1台、三島柴胡根掘り取り機2台について、交付決定通知後に発注手続を進めておりましたが、受注生産のため、年度内の機械の納品が困難なために繰り越しをお願いし事業を行うものです。その下の担い手確保経営強化支援事業1,925万7,000円は、平成30年度の国の追加補正予算により、要望された三つの経営体が採択となり、事業に取り組むために繰り越しをお願いするものです。次に9ページをお願いいたします。第4表、地方債補正ですが、下の枠の3行目で、起債の目的、農業施設整備事業につきましては、今年度実施しました有機センター攪拌機の老朽化に伴う整備事業が完了し、事業費が確定したことにより20万円減額となりまして、2,800万円となるものです。次に歳入となります。16ページをお願いいたします。中ほどの目4農林水産事業費県補助金、節2農業費補助金の中山間地域等直接支払い交付金、一つ飛びまして、経営所得安定対策推進事業費補助金、多面的の制度推進費補助金につきましては、交付決定及び実績額に伴う補助金の減額を行うものです。農地中間管理機構集積協力金交付事業交付金は、当初、経営転換協力金交付事業交付金、交付金は、失礼しました。経営転換協力金137万5,000円と耕作者集積協力金10万円の交付金を見込み計上したところでしたが、交付対象となりました農地としまして、耕作者集積協力金が該当し、3筆の1.06ヘクタール分となりまして、10アール当たり5,000円の交付額で、5万3,000円の交付金が確定しましたので減額するものです。多面的支払い交付金、それから、環境保全型農業直接支払い推進補助金、環境保全型直接支払い交付金につきましては、交付決定及び実績額に伴う補助金の減額を行うものです。産地パワーアップ事業補助金の減額は、あさぎり薬草合同会社が実施する事業分で、17万9,000円の減額とくまいちご部会とくまいちご生産部会が実施した事業費の確定で、298万2,000円の減額、球磨大菊生産組合が実施しました事業費の確定で、773万円を減額するものです。担い手確保経営強化支援事業補助金は、平成30年度の国の補正予算により、申請のあった三つの経営体に対する2分の1の補助金を追加するものです。17ページをお願いいたします。上段の節3林業費補助金、森林病虫害防除事業補助金は、交付額の確定により増額するものです。有害鳥獣駆除補助金につきましては、国・県の鹿、猿、猪の駆除補助金の交付決定により減額するものです。特用林産物GAP導入推進事業補助金、特用林産物施設化推進事業補助金は、交付決定により減額を行うものです。2枠目の目2農林水産事業費県委託金、節2林業費委託金の松くい虫防除を松くい虫発生予察委託金と森林病虫害防除事業委託金は、認定額の確定により増額するものです。18ページをお願いいたします。2枠目の目1不動産売払収入の素材生産売払収入は、今年度の収入予定額を8,655万2,000円と見込み、886万7,000円増額するものです。3枠目の目3雑入の3行目、薬草加工所光熱水費は、今年度の見込み額により減額をするものです。その下の中山間地域等直接支払い交付金返還金は、二つの集落で、農業振興地域外の農地が含まれていたものと対象農地内の水田への過重植栽で交付単価が減額となり、交付金の返還分を受け入れるものです。19ページをお願いいたします。目3農林水産業債の節1農業施設整備事業債は、有機センターの攪拌機の老朽化に伴う整備事業で、事業費が2,948万4,000円で、導入が完了し、整備事業債が2,800万円となり、20万円の減額を行うものです。次に歳出もあります。28ページをお願いいたします。目4農業振興費です。節19負担金補助及び交付金の地域の話し合い推進補助金は、参加農家数の実績見込みにより減額するものです。目5農業経営基盤強化促進対策事業費、節1報酬、総合農政協議会委員報酬は、委員の出席実績により減額するものです。節19負担金補助及び交付金の担い手確保経営強化支援事業では、国の追加補正予算により、申請を受け付けを実施し、配分基準項目のポイントが高かった三つの経営体について、申請を行ったもので、経営体の平均ポイントが、16.3で県からの内示を受けたものです。この事

業につきましては、予算を繰り越し事業を行うこととしております。目8水田営農経営確立対策事業費、節19負担金補助及び交付金の地域農業再編再生協議会補助金につきましては、補助金を活用し、転作作物の農地地図情報システムの更新を予定しておりましたが、補助金の採択ができなかったため、減額をするものです。産地パワーアップ事業補助金は、あさぎり薬草合同会社が導入を予定している三島柴胡洗浄機3台、自動こん包機1台について、整備事業により、県の目標達成が未達成のため、補助金額が95%で受け入れとなるために17万9,000円減額するものと、くまいちゴ高設組合、くまいちゴ生産組合が実施した生産支援事業の確定により、298万2,000円を減額するもの並びに球磨大菊生産組合が実施した生産支援事業の確定により、773万円を減額するものとなります。また、あさぎり薬草合同会社の整備事業等につきましては、繰り越しをお願いし整備を行うものです。目9農業施設管理費、節11需用費は、薬草加工所の電気使用量が、稼働前に見込んだ額を下回ったため減額を行うものです。節13委託料の自家用電気工作物保安管理委託料は、複数年契約により、委託料が減額となったものです。水道施設管理委託料は、薬草加工所を含め、旧深田中学校の敷地内の施設につきましては、地下水を使用しており、現在、三島柴胡の洗浄やトイレの利用が主なものとなっており、担当課やあさぎり薬草合同会社との協議によりまして、当分の間、飲料用として使用しないこととし、滅菌処理の経費を減額するものです。目10畜産事業費、節8報償費は、子牛品評会や子牛連合品評会、県の共進会の出品実績により減額を行うものです。219ページをお願いします。目11農地中間管理事業費、節19負担金補助及び交付金の経営転換協力金及び耕作者集積協力金につきましては、耕作者集積協力金で1件の該当があり、5万3,000円の協力金が確定しましたので減額をするものです。目13中山間地域等直接支払制度事業費、節19負担金補助及び交付金の中山間地域等直接支払い交付金は、交付額の確定によるものです。節23償還金利子及び割引料の交付金の返還金は、農業振興地域以外の農地が含まれていたものと交付対象地域内の水田への過重植栽で交付単価が減額となり、歳入で受け入れたものから、国・県分の交付金を返還するものです。目14多面的機能支払い制度事業費で、節19負担金補助及び交付金の多面的機能支払い交付金は、交付決定により減額するものですが、資源向上長寿化につきましては、町の申請額に対し、国からの決定額が86%の交付となったものです。目15環境保全型農業直接支払い制度事業費、節11需用費の減額は、推進費補助金の交付決定により、消耗品費を減額するものです。節19負担金補助及び交付金の環境保全型農業直接支払い交付金は、18件の農家の方が取り組まれ、交付額が282万7,120円と確定したことにより減額を行うものです。30ページをお願いします。目2林業振興費、節25積立金、林業振興基金積立金は、平成30年度の基金基金運用収入の配分が324万6,056円となり、増額して積み立てを行うものです。目3公有林整備事業費、節12役務費の組合手数料、市場手数料、本年度の手数料の支出が完了し、減額を行うものです。節13委託料の造林委託料につきましても、委託費が6,512万6,450円と確定をしましたので減額するものです。目5森林病虫害防除費、節13委託料の薬剤散布業務委託料並びに松くい虫防除委託料は、入札により事業費を確定し減額を行うものです。目6鳥獣被害防止事業費、節19負担金補助及び交付金の有害鳥獣捕獲補助金は、昨年12月までの捕獲頭数の実績と今年1月から3月までの捕獲予定頭数により59万6,000円を増額するものとなります。以上で、農林振興課分の説明を終わります。よろしく願いいたします。

◎議長（徳永 正道君） 説明の途中でございますが、ここで10分間休憩いたします。

休憩 午後2時34分

再開 午後2時45分

◎議長（徳永 正道君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。商工観光課長。

●**商工観光課長（北口 俊朗君）** はい、商工観光課分の説明をいたします。21ページをお開きください。中段にあります、目14基金費、説明の5行目になります。産業活性化基金積立金。これは、基金利子が確定したため歳入分を積み立てるものであります。続きまして30ページをお開きください。2枠目の目1商工総務費、これは、実績見込みによる減額になりますが、旅費18万円の減額、そして節19負担金補助及び交付金が、店舗改装事業補助金500万の減額、なお、現時点で2件の申請です。住宅リフォーム等補助金200万の減額。77件の申請がっております。目2商工施設費、節13委託料、清掃業務委託料7万9,000円の減額ですが、駅構内の改札口の吹き抜けの部分を清掃を予定しておりましたが、日程が合わずに、新年度に行うということで減額しております。次の警備業務委託料、そして電気保安全管理委託料につきましては、契約見直しにより、5年間の長期契約の締結により減額となりました。続きまして31ページをお開きください。目2緑の街づくり事業費、節11需用費、実績見込みにより10万円の減額です。次に目1定住促進費、節19負担金補助及び交付金、定住促進奨励補助金249万8,000円の減額です。これにつきましては現在のところ40歳未満の方の3件の申請になっております。商工観光課分につきましては以上です。

◎**議長（徳永 正道君）** 建設課長。

●**建設課長（大藪 哲夫君）** はい。それでは建設課所管の補正予算について御説明いたします。7ページをお願いいたします。繰越明許費の補正でございます。款5農林水産業費、事業名が農業農村整備暗渠排水事業350万円でございます。須恵地区寺池の4圃場の暗渠排水を計画しておりましたが、飼料用作物の作成があるために収穫額の施行とすることになったため、繰り越すものでございます。次の行の農業農村整備排水路改修事業710万円ですが、上地区秋時の排水路改修で、主要部材が受注生産で、熊本地震復旧による県内のコンクリート製品の発注が集中し影響を受け、2月以降の調達となり、日数を要することから繰り越すものでございます。次の行の款7土木費の舗装補修事業1,165万円ですが、免田地区の吉井二子線の舗装補修工事でございます。寒冷地寒い時期の防草コンクリート施工で、相当な時間を要するとともに、品質確保のため繰り越すものでございます。次の行の道路改良事業392万6,000円は、立野線の法面改良事業において、予備設計の成果により、工法決定に伴い地質調査を行う必要があり、また調査期間を確保するため繰り越すものでございます。次の行の歩道整備事業67万4,000円は、上地区の今井中学校線歩道整備事業でございますが、事業用地に存する補償物件、車庫並びに流木等がございますが、この移転が年度内に完了しないために繰り越すものでございます。款10災害復旧費、公共土木施設災害復旧費2,719万7,000円。今年度は、県内の災害が多発し、災害査定の日程が遅れたため、標準工期の確保ができないため、4カ所、皆越地区の皆越線1工区・2工区、そして立野線、それから須恵地区の堀豪の4カ所の工事を繰り越すものでございます。9ページをお願いいたします。地方債の補正でございます。追加でございますが、農村地域防災減災事業債1,200万円でございます。清願寺ダム防災事業、しゅんせつ事業ですが、この事業に伴う町負担金分として追加補正をお願いするものでございます。続いて変更です。下の行から、4行目の道路整備事業、補正前の額が2億6,090万から880万減額し、限度額を2億5,210万に補正するものでございます。道路整備事業に伴います歳入財源として予定しておりましたが、舗装補修工事等の事業費確定によります起債借入額の減額をお願いするものでございます。12ページをお願いいたします。歳入でございます。上から3枠目の目1農林水産事業費分担金、節1農業費分担金249万7,000円の減額でございます。土地改良事業に伴います分担金は、大体、5年に分納して納める方が多いため、当初では、その分納を見越し予算化しておりましたが、分納もせず、一括で全額納付を平成29年度にされた方が多くおられたために、その分の減額補正をお願いするものでございます。13ページをお願いいたします。1枠目の目6土木使用料。町営住宅使用料過年度分140万円でございます。過年度分の住宅

使用料、3月までの徴収見込みにより、増額補正をお願いするものでございます。14ページをお願いいたします。目5土木費国庫補助金、節1土木管理補助金、住宅建築物安全ストック形成事業補助金111万4,000円の減でございます。個人住宅の耐震診断で、当初10件分、耐震改修工事と設計監理にそれぞれ3件分を見込んで計上しておりましたが、申請がございませんでしたので、全額減額をお願いするものでございます。なお、診断人が6件ほど相談がありましたが、やはり補助を受けても自己負担が高額になるため、申請がなかったようでございます。続いて、節2道路橋梁費補助金、道路改良費補助金417万4,000円の件でございます。道路橋梁補修や道路改良の委託並びに工事の入札による不用額の減額補正をお願いするものでございます。続きまして、節3住宅費補助金、公営住宅等ストック総合改善事業補助金227万4,000円の減でございます。今年度、上地区の上西団地の補修工事に行いました。その工事に伴います国からの交付金確定により減額補正をお願いするものでございます。目7災害復旧費補助金、節1農林水産施設災害復旧費補助金162万9,000円の減でございます。補助額の確定により、減額補正をお願いするものでございます。節2公共土木施設災害復旧費補助金22万2,000円の減。こちらも補助額の確定により、減額補正をお願いするものでございます。15ページをお願いいたします。1枠目の目3土木費国庫委託金、節1土木管理費委託金16万7,000円の増額でございます。樋門管理委託金の増額補正をお願いするものです。大雨時に樋門管理棟にて管理作業を行っていただいておりますので、その分の追加の委託費となります。16ページをお願いいたします。目4農林水産事業費県補助金、節2農業費補助金の説明の上から2段目の農業農村整備事業推進交付金1,049万9,000円の減でございます。暗渠排水事業を当初7.6ヘクタールを予定しておりましたが、採択要件に該当するものが1.4ヘクタールと規模が縮小したことによる補助金の減額補正をお願いするものでございます。17ページをお願いいたします。一番上の枠の目6土木費県補助金、節1土木管理費補助金、住宅建築物安全ストック形成事業補助金168万6,000円の減でございます。国の補助金同様、個人住宅の耐震改修工事と設計監理にそれぞれ3件分を見込んで計上しておりましたが、申請がなかったため、全額減額補正をお願いするものでございます。19ページをお願いいたします。上から2枠目の目3農林水産業債、節3農村地域防災減災事業債1,200万円でございます。清願寺ダム防災事業しゅんせつ事業について、国より補正予算で2億円の事業費がついたことから、それに伴う町負担金の6%の増額をお願いするものでございます。なお、31年度に2億7,000万で計画をしておりましたが、そのうちの2億円を前倒しということでございます。目5土木債、節1道路橋梁債880万円の減でございます。地方債での補正でも説明いたしましたとおり、道路改良、舗装補修橋梁調査、橋梁工事の事業費確定により、減額をお願いするものでございます。29ページをお願いいたします。歳出でございます。目16農地費、節13委託料300万円の減でございます。入札による不用額を減額補正としてお願いするものでございます。節15工事請負費1,550万円の減額。歳入の県農業費補助金で御説明いたしました暗渠排水事業の規模が縮小となったため、単独事業分なったことと単独事業分の不用額により、減額補正をお願いするものでございます。目19清願寺ダム管理費、節19負担金補助及び交付金、清願寺ダム防災事業負担金1,140万円の増額です。歳入の記載で御説明いたしました31年度分を30年度に前倒しとなった事業費に係る負担金が1,200万円の増額でございますが、それに既に完了いたしました平成30年度の事業が減額となったことにより、60万円の減額となりました。それで、その分を差し引きました1,140万円の増額補正をお願いするものでございます。31ページをお願いいたします。上から3枠目の目1土木総務費、節19負担金補助及び交付金、耐震診断改修設計監理補助金320万円の減でございます。歳入でも御説明いたしましたとおり、個人住宅の耐震診断、設計、管理、改修工事の申請がありませんでしたので、全額減額補正をお願いするものでございます。一番下の枠の目1道路橋梁総務費、節19負担金補助及び交付金、県工事負担金150万円の減でございます。今年度の実績により不用額の減

額補正をお願いするものですが、当初は、県道小枝深水線の測量設計、用地補償、それと一部の道路改良を予定しておりましたが、本年度は測量設計のみということでありました。続きまして、目2道路維持費、13委託料、設計委託料250万円の減です。道路改修2路線、橋梁4橋分の設計業務委託に係る入札残の減額補正をお願いをするものです。続いて、道路維持委託料200万円の減。町道の除草業務委託に係る入札残の減額補正をお願いするものでございます。続きまして、道路施設等維持管理作業員派遣業務委託料112万円の減でございます。こちらも、入札残分を減額補正としてお願いするものでございます。節15工事請負費813万1,000円、内訳としましては、地区からの要望の単独の工事や舗装補修工事、それから交付金を活用した橋梁補修工事に伴う工事の入札残及び工事実績により、減額補正をお願いするものでございます。節18備品購入費7万5,000円の減。入札残の減額補正をお願いするものでございます。32ページをお願いいたします。一番上の枠の目3道路新設改良費、節15工事請負費500万円の減。岡原地区の天神27号線の設計において、当初から線形が変更となったため、今年度は設計のみとし、工事は行わないということとしたために減額補正をお願いするものでございます。節22補償補てん及び賠償金16万円の減。手島田頭川線の移転補償費並びに川瀬中島線の同じく移転補償費など、実績により減額補正をお願いするものでございます。目4道路改良費、歳入で御説明いたしました道路改良費補助金の国庫支出金が、減額となったことにより、財源更正を行ったものでございます。2番目の枠の目1河川総務費、節9旅費、費用弁償2万8,000円の減。樋管操作員に係る研修実施に伴う参加者の実績により、減額補正をお願いするものです。節13委託料、樋管操作員委託料20万4,000円の増。大雨時の緊急出動時の分として増額をお願いするものです。一番下の枠の目1住宅管理費、節13委託料270万円の減。新堀ノ内団地の屋根外壁改修工事設計委託の入札による不用額を減額補正をお願いするものです。目2住宅建設費、節13委託料35万5,000円の減。これは、上西団地の工事にかかる管理委託料で、入札による不用額の補正をお願いするものです。節15工事請負費1,650万の減。上地区の上西団地改修工事の入札による不用額の減額補正をお願いするものです。35ページをお願いいたします。下から2枠目の目1農地等災害復旧費、節13委託料57万1,000円の減額です。測量設計委託料で、入札による不用額の減額補正をお願いするものです。節15工事請負費434万5,000円。災害復旧の工事を5本の入札による不用額の減額補正をお願いするものです。一番下の枠の目1公共土木施設災害復旧費、歳入で御説明いたしました災害復旧費補助金の補助金額の補助確定に伴う国庫支出金が減額となったことにより、財源更正を行ったものです。以上、建設課関係の説明を終わります。どうぞよろしくをお願いいたします。

◎議長（徳永 正道君） 上下水道課長。

●上下水道課長（深水 光伸君） それでは、上下水道課所管分について説明をさせていただきます。歳入の14ページをお願いいたします。3段目の目3、衛生費国庫補助金の補正は、浄化槽設置補助に対する国庫補助分の交付見込みにより減額するものでございます。次に、16ページをお願いいたします。中ほどにあります、目3衛生費県補助金。これにつきましては、同じく浄化槽設置補助に対する県補助金の交付額決定見込みにより、減額をするものでございます。続きまして、歳出の27ページをお願いいたします。2段目の目3環境保全費の補正は、節19負担金補助及び交付金で、浄化槽設置整備事業補助金の実績見込みによる減額でございます。そして、一番最後の段、目10水道費の補正は、負担区分に基づきまして、一般会計から繰り入れを行いますが、基礎年金拠出金の繰り出し基準内相当額を繰り入れるものでございます。続きまして33ページをお願いいたします。1段目です。目1下水道費の補正につきましては、下水道事業特別会計の補正が減額補正となるため、繰り出し金を減額するものでございます。上下水道課分は以上です。

◎議長（徳永 正道君） 教育課長。

●教育課長（木下 尚宏君） はい、教育課所管分について御説明いたします。9ページをお願いいたします。

第4表地方債補正でございます。下の表の下から2行目、節1学校施設整備事業についてでございます。小学校トイレ改修工事、中学校体育館の照明改修工事及び設計監理委託等の実績によりまして4,740万円を減額いたしまして、補正後の額2億8,790万円としております。また、社会教育施設整備事業につきましても、上総合運動公園関連の工事等の事業費が確定したものに付きまして960万円を減額し、補正後の額1億7,730万円としております。14ページをお願いいたします。歳入でございます。上の枠の1番下になります。目8教育費国庫補助金、節1学校施設環境改善交付金につきましては、小学校トイレ改修工事の事業実績による減額補正でございます。節24保護児童生徒援助費補助金につきましては、町から要保護世帯へ援助いたしました扶助費の2分の1の額を受け入れるものでございます。17ページをお願いいたします。上の枠の目8教育費県補助金、節1教育費補助金でございます。水俣に学ぶ肥後っ子教室補助金及び地域学校協働推進費補助金、いずれも事業の交付決定額によりまして減額しております。19ページをお願いいたします。2枠目の目7教育債でございます。第4表で説明いたしましたとおり、それぞれ減額補正としております。33ページをお願いいたします。歳出になります。1番下の枠、目3教育振興費、節13委託料でございます。平成29年度から、特別支援学級等通学に支援が必要な児童生徒に対しまして、援助をしておりますけれども、その利用実績に応じ委託料を支出しております。本年度2名、児童の御家庭から申請があり、利用していただいておりますけれども、その実績見込み額に応じて減額しております。次のページをお願いいたします。節19負担金補助及び交付金でございます。九州大会以上の各種大会参加します高校生以下の児童生徒に対しまして、補助を行っておりますけれども、現時点での申請状況を見込みまして、増額補正をお願いするものでございます。節25積立金、節28繰出金につきましては、歳入のほうで説明がございました基金利子をそれぞれ計上しております。その下、小学校費の目1学校管理費でございます。節13委託料及び節15工事請負費に関しましては、小学校トイレ改修工事などに係る監理委託料と工事費の実績に合わせまして、減額補正をいたしております。節18備品購入費でございますが、本年度授業に特別配慮が、必要な転校児童が本町にございまして、必要な備品を新年度前に購入し、準備したいと計上しております。その下の枠になります中学校費の目1学校管理費でございます。節13委託料及び節15工事請負費に関しましては、小学校同様、入札残など実績に合わせまして減額補正としております。その下の枠になります。目2公民館費、節8報償費の講師謝金減額につきましては、中学生を対象に実施いたしました地域未来塾の事業実績に伴いまして補正を行っております。台風の影響によりまして、事業実施日数が減ったことなどによるものでございます。目3文化財保護費、節19負担金補助及び交付金、文化財修理費補助金の減額でございます。本年度から、球磨工業高校の協力を得まして、築地熊野神社の修理を予定しておりましたが、学校の人事異動等の理由から、実施が不可能との返答がございましたことから、所有者、地元との協議の上、一たん事業を見送ることとなったことから減額するものでございます。次のページをお願いいたします。目2体育施設費、節13委託料でございますが、深田高山運動公園基本設計委託料。工事管理委託料は、上総合運動公園グラウンドと武道館の実績分。体育施設清掃委託料は、上総合体育館と武道館の改修工事を伴いまして、実施を見送りましたことから減額しております。節15工事請負費につきましては、入札残などの実績に伴いまして減額補正等しております。下の枠になります。目1給食センター運営費、節11需用費につきまして、まず燃料費でございますが、センターで使用しますA重油の単価上昇等によりましての不足額、電気料につきましては、調理室の空調設備更新等によりまして、使用料の上昇が見られていることから補正をお願いするものでございます。以上、教育課所管の説明を終わります。

◎議長（徳永 正道君） 説明漏れはございませんか。提案理由の説明が終わりましたのでこれから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

◎議長（徳永 正道君） 質議なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

◎議長（徳永 正道君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。これから議案第59号を採決します。本案は原案どおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

（賛成者起立）

◎議長（徳永 正道君） 起立多数です。したがって、議案第59号は原案のとおり可決されました。

日程第17 議案第60号

◎議長（徳永 正道君） 日程第17、議案第60号、平成30年度あさぎり町国民健康保険特別会計補正予算第3号についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。町長。

●町長（愛甲 一典君） 議案第60号、平成30年度あさぎり町国民健康保険特別会計補正予算第3号について提案いたします。平成30年度あさぎり町の国民健康保険特別会計補正予算第3号は次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,125万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ22億769万1,000円とするものです。詳細につきましては担当課長より説明申し上げます。どうか審議の上、可決いただきますようよろしくお願いいたします。

◎議長（徳永 正道君） 健康推進課長。

●健康推進課長（松本 良一君） はい。それでは引き続き、朗読させていただきます。第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。続いて7ページをお願いします。歳入でございます。目1保険給付費等交付金、節1保険給付費等、すいません。失礼しました。7ページの歳入でございます。目1保険給付費等交付金、節1保険給付費等交付金普通交付金。これにつきましては、歳出の保険給付費の歳出見込み額が、前年より9.4%ほど増加する見込みとなりましたので、普通交付金を増額するものでございます。それから、節2の保険給付費等交付金特別交付金、保険努力支援分としまして、当初予算で884万5,000円を予算計上しておりましたけれども、そのうちの289万円が、その下の特別調整交付金として、交付されることになりましたので、組み替えを行うものでございます。特別調整交付金分が、その分289万円の増となります。それから、その下の特定健康診査等負担金、交付見込み額により減額するものでございます。それから、次の目1利子及び配当金、基金利子でございます。実績により増額をするものでございます。次の一般会計繰入金、節1保険料軽減分、保険基盤安定繰入金。これにつきましては、交付決定に伴うものでございます。その下の保険者支援分保険基盤安定繰入金。これにつきましても、交付決定に伴うものでございます。それから、その下の出産育児一時金繰入金。当初では、出生数を25人と見込んでおりましたけれども、実績として、14人の見込みとなりましたので、その分を減額するものでございます。その下の財政安定化支援事業繰入金。これにつきましては、決定通知に伴うものでございます。それから、その人のその他一般会計繰入金としまして、これは事務費の減によるものでございます。次の8ページをお願いします。目1特定健康診査等受託料、節1特定健康診査等受託料。これにつきましては、後期高齢者の特定健診分でございますけれども、600人ほど見込んでおりましたけれども、実績が477人でございましたので、その差額分を減額するものでございます。続きの目2の一般被保険者第三者納付金。これにつきましては、今年度の収入見込みがございませんでしたので、減額するものでございます。続いて9ページをお願いします。歳出でございます。目1一般管理費、節11の印刷製本費、それから節12の郵送料でございますけれども、これは、被保険者証の印刷、それから郵送分でございますけれども、被保険者数の減少や価格の割引等により、不用となったものを減額するものでございます。それから、節13の委託料、第三者行為求償事務委託料、求償額がござ

いませんでしたので減額するものでございます。それから、次の目1の運営協議会費、節1の報酬、国保運営委員報酬でございますけれども、それとその下の9の旅費、費用弁償でございますけれども、運営協議会を4回分を予定しておりましたけれども、実績が2回というようなことで、その差額分を減額するものでございます。それから、その下の目1一般被保険者療養給付費、節19一般被保険者療養給付費でございますけれども、これにつきましては、前年度の同時期と比べまして、8.9%増加しておりますので、追加補正をお願いするものでございます。その次の退職被保険者の療養給付費につきましては、退職被保険者数の減少によりまして、減額をお願いするものでございます。それとその下の一般被保険者療養費、退職被保険者療養費、その下の審査支払い手数料につきましても、実績見込みに基づいて補正を行うものでございます。次の10ページをお願いします。目1一般被保険者高額療養費、節19一般被保険者の高額療養費につきまして、これにつきましても、療養給付費と同様に増加する見込みとなりましたので、図を追加補正をお願いするものでございます。その下の退職被保険者の分の高額療養費、その下の一般被保険者高額介護合算療養費につきましては、これは実績見込みに基づいて、減額補正をお願いするものでございます。それから、目1出産育児一時金。これは、歳入でも申し上げましたけれども、25人見込んでおりましたけれども、実績が14人というようなことで、その分を減額するものでございます。目2審査支払い手数料、節12役務費、出産育児一時金、支払い手数料。これも、出生数の減に伴いまして減額するものでございます。その下の葬祭費でございますけれども、これにつきましては、当初30人分を見込んでおりましたけれども、今年もですね。現在のところ13人というようなことで減少しております。ということで、多少余裕を見たところで減額をいたしておるところでございます。次の11ページをお願いします。目1保健衛生普及費、節11需用費の消耗品費でございますけれども、事務用品等の不用額を減額するものでございます。その下の目1特定健康診査等事務費、節13委託料、特定健康診査委託料。これにつきましては、当初では、受診率を60%と見込んでおりましたけれども、2%ほど減少する見込みというようなことで、その分を減額するものでございます。それから、その下の目1財政調整基金積立金の節25積立金。これにつきましては、実績に基づき積み立てるものでございます。次のページになりますけれども、給与費明細でございます。これにつきましては、国保運営協議会委員の報酬に関するものでございますけれども、先ほども説明したとおり、2回分少なかったというようなことで、減額するものでございます。以上で説明を終わります。よろしくお願ひします。

◎議長（徳永 正道君） 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑ありませんか。
（「なし」の声あり）

◎議長（徳永 正道君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論ありませんか。
（「なし」の声あり）

◎議長（徳永 正道君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。これから議案第60号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は御起立願ひます。
（賛成者起立）

◎議長（徳永 正道君） 起立多数です。したがって議案第60号は原案のとおり可決されました。

日程第18 議案第61号

◎議長（徳永 正道君） 日程第18、議案第61号、平成30年度あさぎり町後期高齢者医療特別会計補正予算第1号についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。町長。

●町長（愛甲 一典君） 議案第61号、平成30年度あさぎり町後期高齢者医療特別会計補正予算第1号について、提案いたします。平成30年度あさぎり町の後期高齢者医療特別会計補正予算第1号は次に定める

ところによる。歳入歳出予算の補正第1条、歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ3,000失礼しました。372万7,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億9,417万4,000円とするものです。詳細につきましては、担当課長より説明申し上げます。どうか審議の上、可決いただきますようよろしくお願いいたします。

◎議長（徳永 正道君） 健康推進課長。

●健康推進課長（松本 良一君） はい、引き続き、朗読させていただきます。第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は第1表歳入歳出予算補正による。次、7ページをお願いします。歳入でございます。目1後期高齢者医療保険料、節1現年度分特別徴収保険料。特別徴収分ということで、これは実績の見込みによりまして減額するものでございます。節2現年度分普通徴収、保険料普通徴収。これにつきましても、同じく実績見込みにより、増額をお願いするものでございます。節3滞納繰越分普通徴収保険料。これも、実績見込みにより減額をお願いするものでございます。それから、その次の目1一般会計繰入金、節2保険基盤安定繰入金。保険基盤安定繰入金でございますけれども、保険料の軽減分を公費で補てんするものでございますけれども、減額をお願いするものでございます。その次の節3歯科口腔健康診査繰入金。これにつきましても、受診者数が少なかったことにより減額するものでございます。それから、次の目1延滞金。これは、実績見込みによるものでございます。次の受託事業収入、節1歯科口腔健康診査等受託料。これも実績の見込みにより、減額するものでございます。次の8ページをお願いします。目1雑入でございます。これにつきましては、過年度において保険料を既に納められていた方が亡くなられたり、転出されたりした場合に、被保険者等へ還付をするために、広域連合から既に納められていた分を受け入れるものでございます。それから、次の繰越金でございます。これにつきましては、前年度の実績に基づき計上させていただくものでございます。次、9ページをお願いします。歳出でございます。目1後期高齢者医療広域連合納付金、節19被保険者保険料負担金。それから基盤安定負担金。これにつきましては、広域連合からの交付決定に基づくものでございます。それから、次の目1健康診査等事業費、節13委託料の歯科口腔健康診査等委託料。歳入でも説明をいたしましたとおり、受診者数の減に基づく減額でございます。以上で、説明を終わらせていただきます。よろしくお願いいたします。

◎議長（徳永 正道君） 提案理由の説明が終わりましたのでこれから質疑を行います。質疑ありませんか。（「なし」の声あり）

◎議長（徳永 正道君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論ありませんか。（「なし」の声あり）

◎議長（徳永 正道君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。これから議案第61号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。（賛成者起立）

◎議長（徳永 正道君） 起立多数です。したがって、議案第61号は原案のとおり可決されました。

日程第19 議案第62号

◎議長（徳永 正道君） 日程第19、議案第62号、平成30年度あさぎり町介護保険特別会計補正予算第4号についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。町長。

●町長（愛甲 一典君） はい。議案第62号、平成30年度あさぎり町介護保険特別会計補正予算第4号について提案いたします。平成30年度あさぎり町の介護保険特別会計補正予算第4号は、次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正。第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,370万4,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ20億7,554万2,000円とするものです。詳細に

つきましては担当課長より説明申し上げます。どうか審議の上、可決いただきますようよろしく申し上げます。

◎議長（徳永 正道君） 高齢福祉課長。

●高齢福祉課課長（出田 茂君） 介護保険特別会計補正予算第4号の説明をいたします。引き続き読み上げます。第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。債務負担行為の補正、第2条債務負担行為の追加は、第2表債務負担行為補正による。債務負担行為補正について説明をいたします。5ページになります。今回、8件を追加させていただいております。訪問型サービスA業務90万8,000円。通所型サービスA業務1,489万5,000円。配食サービス業務98万6,000円。地域型サロン整備事業業務133万4,000円。第1号介護予防支援事業業務157万8,000円。指定介護予防支援事業業務367万2,000円。食の自立支援事業業務88万2,000円。地域支え合い体制整備事業業務256万3,000円は、いずれも介護予防に関する事業や自立支援に関する事業で、今年度に引き続き継続して、平成31年4月1日から事業を実施する必要があります。契約期間は、契約日から2020年3月31日1日までとします。いずれも、本年度中に契約等の事務処理を開始する必要があります。債務負担行為を設定させていただくものでございます。予算措置につきましては、新年度予算に計上させていただきます。次に、歳入を説明いたします。8ページになります。上段の枠になります。目1第1号被保険者保険料、節2現年度分普通徴収保険料、普通徴収175万1,000円を減額いたします。これは、当初調定額を3,023万円と見込んでおりましたが、普通徴収対象者の減少により、年度末での調定予定額を2,800万円と見込んでおります。また、差額分の徴収率を勘案して減額したものでございます。2番目の枠になります。目1介護給付費負担金、節1現年度分537万7,000円を増額いたします。国の介護給付費負担分で、平成30年度給付費の内示による増額になります。国の負担割合は、施設等分15%、その他分20%となります。3番目の枠になります。最初の行です。目1調整交付金、節1現年度分調整交付金401万5,000円を増額いたします。これは、介護給付費に係る国の平成30年度調整交付金になります。調整率が、引き上げられたための増額となったものでございます。次になります。目2地域支援事業交付金、節1介護予防日常生活支援総合事業交付金、現年度分32万6,000円を増額します。対象となる総合事業の増加見込みによるものです。負担率は、事業費の25%となります。その下になります。節2包括的支援事業任意事業交付金、現年度分50万1,000円を減額いたします。対象となる包括任意事業の減少見込みによるものです。負担率は、事業費の38.5%となります。目3介護保険事業補助金、節1介護保険事業補助金、介護保険制度改正に伴うシステム改修補助金26万2,000円を増額します。事業対象消額が確定したため増額するものでございます。補助率は、2分の1となります。その下になります。目4保険者機能強化推進交付金、節1保険者機能強化推進交付金293万6,000円を増額します。保険者機能強化推進交付金は、市町村の自立支援重度化防止等の取り組みを支援するため、平成30年度から創設されたものでございます。算出方法は、各市町村の表活動の加点数掛ける第1号被保険者による算定した点数を基準として、全市町村の算出点数かける各市町村の第1号被保険者の合計の割合に応じて、算出することとなっております。9ページになります。一番目の枠になります。目1介護給付費交付金、節1現年度分2,400万1,000円を減額します。対象となる介護給付費の減少見込みによるものです。介護給付費の第2号被保険者負担分となります。負担率は27%となります。目2地域支援事業支援交付金、節1地域支援事業支援交付金、現年度分35万1,000円を増額します。対象事業の増加見込みによるものです。地域支援事業の支払基金の第2号被保険者負担分となります。負担率は27%となります。2番目の枠になります。目1介護給付費負担金、節1現年度分68万7,000円を減額します。県の介護給付費負担で、平成30年度介護給付費の内示による減額です。負担

割合は、施設等分17.5%、その他分12.5%となります。3番目の枠になります。目1地域支援事業交付金、節1介護予防日常生活支援事業総合事業交付金、現年度分16万3,000円を増額いたします。対象となる総合事業が、増加見込みによるものです。負担率は、事業費の12.5%となります。その下になります。節2包括包括的支援事業、任意事業交付金、現年度分25万1,000円を減額します。対象となる包括任意事業の減少見込みによるものです。負担率は、事業費の19.25%となります。4番目の枠になります。目1利子及び配当金、節1基金利子1万円を増額します。介護給付費準備基金の利子の確定によるものでございます。10ページになります。1番目の枠になります。目3地域支援事業繰入金、節1介護予防日常生活支援総合事業繰入金、現年度分16万円を増額します。対象となる総合事業費の増加見込みによるものです。町の負担率は、事業費の12.5%となります。その下になります。節2包括的支援事業、任意事業繰入金現年度分25万1,000円を減額します。対象となる包括任意事業の減少見込みによるものです。負担率は、事業費の19.25%となります。2番目の枠になります。目4低所得者保険料軽減繰入金、節1低所得者保険料軽減繰入金13万8,000円を増額いたします。第1号被保険者、低所得者第1段階の介護保険料負担を軽減するもので、軽減単価が引き上げられたため増額となったものでございます。次に歳出を説明いたします。11ページになります。1番目の枠になります。目1一般管理費は、財源の更正になります。2番目の枠になります。目1介護サービス等給付費、節19負担金補助及び交付金、介護サービス等給付費負担金1,550万6,000円の減額になります。実績見込みによるものです。3番目の枠になります。目1高額医療合算介護サービス等費、節19負担金補助及び交付金、高額医療合算介護サービス費負担金163万4,000円を増額します。これは、平成29年8月から、平成30年7月までの高額医療合算サービス費の支給額が確定したことによります。4番目の枠になります。目1第1号被保険者還付加算金、節23償還金利子及び割引料、第1号被保険者還付金22万4,000円を増額します。被保険者の平成26年から、平成30年度までの修正申告により、課税世帯から非課税世帯となり、所得段階が下がったことによります。12ページになります。1番目の枠になります。目1基金積立金、節25積立金、介護保険給付費準備基金積立金1万円を増額します。介護保険給付費準備基金の利子が確定したことによるものです。2番目の枠になります。目1介護予防生活支援サービス事業費は、財源の更正になります。目2一般介護予防事業費も財源の更正になります。3番目の枠になります。一番上になります。目1地域包括支援センター管理費、節4共済費、地方公務員共済費、共済組合負担金3,000円を増額します。負担率の改定によるものです。詳細については、15ページになります。その下になります。目2包括的支援事業費は、財源の更正になります。目3任意事業費、節19負担金補助及び交付金、家賃等助成事業費補助金40万1,000円を増額いたします。当初見込みより、助成対象者が1名増えたことによります。節20扶助費、家族介護用品支給費47万円を減額します。当初見込みより、支給者の平均利用額が下回ったことによります。当初、平均10万円程度を見込んでおりましたが、実績見込み額は、6万8,000円程度と見込んでおります。目4社会保障充実分事業費は、財源の更正になります。以上で説明を終わります。

◎議長（徳永 正道君） 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑ありませんか。
（「なし」の声あり）

◎議長（徳永 正道君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論ありませんか。
（「なし」の声あり）

◎議長（徳永 正道君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。これから議案第62号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。
（賛成者起立）

◎議長（徳永 正道君） 起立多数です。したがって、議案第62号は原案のとおり可決されました。ここで10分間休憩いたします。

休憩 午後3時52分

再開 午後4時01分

◎議長（徳永 正道君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

日程第20 議案第63号

◎議長（徳永 正道君） 日程第20、議案第63号、平成30年度あさぎり町水道事業特別会計補正予算第2号についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。町長。

●町長（愛甲 一典君） 議案第63号、平成30年度あさぎり町水道事業特別会計補正予算第2号について提案いたします。第1条、平成30年度あさぎり町水道事業特別会計の補正予算第2号は次に定めるところによる。詳細につきましては担当課長より説明申し上げます。どうか審議の上、可決いただきますようよろしくお願い申し上げます。

◎議長（徳永 正道君） 上下水道課長。

●上下水道課長（深水 光伸君） はい、引き続き読み上げさせていただきます。第2条、平成30年度あさぎり町水道事業特別会計予算以下予算という第2条に定めた業務の予定量を次のとおり補正する項目4、主要な建設改良事業、配水管布設布設替工事ほか、補正前の額1億1,059万補正額740万円の減、計1億319万第3条、予算第3条に定めた収益的収入の予定額を次のとおり補正する。収入科目第1款水道事業収益、補正前の額4億192万3,000円、補正額56万5,000円、計4億248万8,000円。次のページをお願いいたします。第4条、予算第4条本文括弧書きの全文を資本的収入額が、資本的支出額に対し不足する額9,266万1,000円は、過年度分損益勘定留保資金8,498万3,000円及び当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額767万8,000円で補てんするものとするに改め、資本的収入支出の予定額を次のとおり補正する。収入科目、第1款、資本的収入、補正前の額2億210万9,000円。補正額1,012万8,000円の減額。計1億9,198万1,000円。支出科目、第1款資本的支出、補正前の額2億9,197万7,000円。補正額733万5,000円の減額、計2億8,464万2,000円。第5条、予算第5条に定めた企業債の限度額を次のとおり補正する。起債の目的、上水道整備事業。補正前の額9,050万、補正額1,000万円の減。計8,050万。4ページをお願いいたします。第6条、予算第7条に定めた経費の金額を次のように改める。科目、職員給与費、補正前の額3,732万3,000。補正額6万5,000円。計3,738万8,000円。それでは、詳細について説明をさせていただきます。14ページをお願いいたします。補正予算の説明書で、収益的収入及び支出の収入でございますが、目3その他の営業収益の補正につきましては、深田南消火栓漏水修繕に伴う負担金を追加するものでございます。次の目2他会計補助金の補正につきましては、負担区分に基づき、繰り出し基準内の基礎年金拠出金を一般会計から繰り入れるものでございます。15ページをお願いいたします。資本的収入及び支出の収入でございます。目1企業債の補正は、平成30年度の工事費が確定しておりますので、入札残事業の財源分だった起債を減額するものでございます。次の目1工事負担金につきましては、消火栓工事負担金確定により減額でございます。16ページをお願いいたします。支出でございます。目1配水設備整備費の補正は、節4の法定福利費の補正と節7委託料の水道施設更新事業及び給水工事の測量設計業務事業費確定に伴う不用額の減額でございます。17ページをお願いいたします。地方債に関する調書でございます。当該年度末現在高見込み額としまして、19億7,093万4,000円となる見込みでございます。8ページをお

願いをいたします。キャッシュフロー計算書でございます。年度末におきます資金増加額の見込みが、4,074万3,000円で、資金期末残高が、3億8,231万3,000円となる見込みでございます。9ページをお願いいたします。ここから11ページにかけては、給与費の明細でございます。12ページをお願いいたします。平成30年度あさぎり町水道事業の予定貸借対照表でございます。12ページから13ページにかけてですが、資産の合計及び負債資本合計ともに46億1,791万5,114円になる見込みとなっております。説明は、以上でございます。よろしく願いをいたします。

◎議長(徳永 正道君) 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑ありませんか。
(「なし」の声あり)

◎議長(徳永 正道君) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

◎議長(徳永 正道君) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。これから議案第63号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

◎議長(徳永 正道君) 起立多数です。したがって議案第63号は、原案のとおり可決されました。

日程第21 議案第64号

◎議長(徳永 正道君) 日程第21、議案第64号平成30年度あさぎり町下水道事業特別会計補正予算第2号についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。町長。

●町長(愛甲 一典君) 議案第64号、平成30年度あさぎり町下水道事業特別会計補正予算第2号について提案いたします。平成30年度あさぎり町の下水道事業特別会計補正予算第2号は次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,291万1,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ7億4,329万4,000円とするものです。詳細につきましては担当課長より説明申し上げます。どうか審議の上、可決いただきますようよろしくお願いいたします。

◎議長(徳永 正道君) 上下水道課長。

●上下水道課長(深水 光伸君) はい、それでは引き続き読み上げさせていただきます。2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。地方債の補正。第2条、地方債の変更は、第2表地方債補正による。4ページをお願いいたします。第2表地方債の補正でございます。今回の補正では、流域下水道建設負担金が、確定したことによりまして、下水道事業建設債を1,760万円減額し、起債限度額計を1億6,270万円とするものでございます。起債の方法、利率、償還の方法は、補正前と同じとなっております。6ページをお願いいたします。歳入でございます。下水道使用料の補正は、過年度分下水道使用料の徴収実績見込みによりまして減額でございます。次の目1下水道事業国庫補助金につきましては、下水道新規接続者へ交付する排水設備助成金の実績見込みによる減額でございます。次の下水道事業一般会計繰入金の補正は、歳出予算の減額により、不要となる歳入に充てていた一般会計からの繰入金を減額するものでございます。次の下水道事業債の補正につきましては、流域下水道建設負担金の決定により、不用額を減額するものでございます。次の利子及び配当金の補正につきましては、一括運用されております基金の運用益の配分が決定したため増額をするものでございます。7ページをお願いいたします。歳出でございます。下水道総務費の補正につきましては、消費税の納入額が確定したための減額でございます。次の下水道維持費の補正につきましては、備品及び量水器の購入後の不用額を減額するものでございます。次の下水道建設費の補正につきましては、流域下水道共済費の補正と節19負担金補助及び交付金で、流域下水道建設負担金の決定によりまして、不用額を減額するも

のでございます。次の基金費の補正につきましては、基金運用益の配分金を減債基金として積み立てるものでございます。その下の目2利子につきましては、長期利子の減額で、平成29年度起債借入分の利子が、確定したために減額するものでございます。8ページ以降につきましては、給与費の明細を載せております。説明は、以上でございます。よろしくお願いいたします。

◎議長（徳永 正道君） 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑ありませんか。（「なし」の声あり）

◎議長（徳永 正道君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論ありませんか。（「なし」の声あり）

◎議長（徳永 正道君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。これから議案第64号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。（賛成者起立）

◎議長（徳永 正道君） 起立多数です。したがって議案第64号は原案のとおり可決されました。

日程第22 議案第65号

◎議長（徳永 正道君） 日程第22、議案第65号、平成30年度球磨郡障害認定審査事業特別会計補正予算第3号についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。町長。

●町長（愛甲 一典君） 議案第65号、平成30年度球磨郡障害認定審査事業特別会計補正予算第3号について提案いたします。平成30年度球磨郡障害認定審査事業特別会計補正予算第3号は次に定めるところによる。債務負担行為の補正第1条、債務負担行為の追加は、第1表、債務負担行為補正による。詳細につきましては担当課長より説明申し上げます。どうか審議の上、可決いただきますようよろしくお願いいたします。高齢福祉課長。

●高齢福祉課課長（出田 茂君） 球磨郡障害認定審査事業特別会計補正予算第3号について説明いたします。債務負担行為補正について説明いたします。3ページをお願いいたします。債務負担行為補正です。今回、追加として、職員用端末賃借10万1,000円。障害認定用機器賃借6万1,000円は、平成31年4月1日から、障害認定審査事業を実施するのに必要な機器でございます。契約期間は、契約日から2020年3月31日までとなります。本年度中に契約等の事務処理を開始する必要があるため、債務負担行為を設定させていただくものです。予算措置につきましては、新年度の予算に計上させていただきます。以上で説明を終わります。

◎議長（徳永 正道君） 提案理由の説明が終わりましたのでこれから質疑を行います。質疑ありませんか。質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論ありませんか。討論なしと認めます。これで討論を終わります。これから議案第65号を採決します。本案は原案のとおり採決決定することに賛成の方は起立願います。起立多数です。したがって議案第65号は原案のとおり可決されました。

日程第23 議案第66号

◎議長（徳永 正道君） 日程第23、議案第66号、平成30年度球磨郡介護認定審査事業特別会計補正予算第3号についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。町長。

●町長（愛甲 一典君） 議案第66号、平成30年度球磨郡失礼しました。平成30年度球磨郡介護認定審査事業特別会計補正予算第3号について提案いたします。平成30年度球磨郡介護認定審査事業特別会計補正予算第3号は次に定めるところによる。債務負担行為の補正、第1条債務負担行為の追加は第1表、債務負担行為補正による。詳細につきましては担当課長より説明申し上げます。どうか審議の上、可決いただきますようよろしくお願いいたします。

◎議長（徳永 正道君） 高齢福祉課長。

●高齢福祉課課長（出田 茂君） 球磨郡介護認定審査事業特別会計補正第3号について説明いたします。債務負担行為補正になります。3ページをお願いいたします。債務負担行為の追加となります。1枠の球磨郡介護保険総合ネットワークシステム保守管理業務188万円と3枠の球磨郡介護保険ネットワーク用機器賃借95万4,000円につきましては、現在使用しております介護保険総合ネットワークシステムの機器等保守を平成31年4月1日から、2020年3月31日まで、継続して機器を借り受け使用し、保守業務を委託するものでございます。2枠の球磨郡介護保険総合ネットワークシステム改修業務19万9,000円は、新元号に対応してシステムを改修するもので、平成31年4月1日から実施する必要があります。契約期間は、契約日から2019年5月31日までを予定しております。4枠の職員用端末賃借10万1,000円。これにつきましても、平成31年4月1日から継続して機器を借り受けるものでございます。契約期間は、2020年3月31日までとなります。いずれも、本年度中に契約等の事務処理を開始するため、債務負担行為を設定させていただくものでございます。予算措置につきましては、新年度の予算に計上させていただきます。以上で提案説明を終わります。

◎議長（徳永 正道君） 提案理由の説明が終わりましたのでこれから質疑を行います。質疑ありませんか。
（「なし」の声あり）

◎議長（徳永 正道君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論ありませんか。
（「なし」の声あり）

◎議長（徳永 正道君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。これから議案第66号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。
（賛成者起立）

◎議長（徳永 正道君） 起立多数です。したがって議案第66号は原案のとおり可決されました。

日程第24 議案第67号

◎議長（徳永 正道君） 日程第24、議案第67号、平成31年度あさぎり町一般会計補正予算について、から、日程第31、議案第74号平成31年度、球磨郡介護認定審査事業特別会計予算についてまでを一括議題とします。お諮りします。議案第67号から議案第74号について、本日8日は提案理由のみの説明を行い、11日に税務課分を除く総務文教常任委員会所管課分、12日は税務課分を含む厚生常任委員会所管課分、13日に建設経済常任委員会所管課分についての説明質疑を行い、採決は15日に行いたいと思います。御異議ございませんか。異議なしと認めます。したがって本日8日は提案理由のみの説明を行い、11日に税務課分を除く総務文教常任委員会所管課分、12日は税務課分を含む厚生常任委員会所管課分、13日に建設経済常任委員会所管課分についての説明を説明質疑を行い、採決は15日に行うことに決定しました。なお、お手元に配付した文書のとおり各課の課長補佐も説明員として出席しますので報告しておきます。それでは、提案理由の説明を求めます。町長。

●町長（愛甲 一典君） はい。それでは、31年度予算について提案をいたします。議案第67号、平成31年度あさぎり町一般会計予算、平成31年度あさぎり町の一般会計の予算は次に定めるところによる。歳入歳出予算、第1条、歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ96億5,374万2,000円と定める。議案第68号、平成31年度あさぎり町国民健康保険特別会計予算。平成31年度あさぎり町の国民健康保険特別会計の予算は次に定めるところによる。歳入歳出予算、第1条、歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ21億8,441万2,000円と定める。議案第69号、平成31年度あさぎり町後期高齢者医療特別会計予算。平成31年度あさぎり町の後期高齢者医療特別会計の予算は次に定めるところによる。歳入歳出予

算、第1条、歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ1億9,763万7,000円と定める。議案第70号、平成31年度あさぎり町介護保険特別会計予算。平成31年度あさぎり町の介護保険特別会計の予算は次に定めるところによる。歳入歳出予算、第1条、歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ20億5,823万6,000円と6,000円と定める。議案第71号、平成31年度あさぎり町水道事業特別会計予算。第1条、平成31年度あさぎり町水道事業特別会計の予算は次に定めるところによる。議案第72号、平成31年度あさぎり町下水道事業特別会計予算。平成31年度あさぎり町下水道事業特別会計の予算は次に定めるところによる。歳入歳出予算、第1条、歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ7億4,000万失礼しました7億406万4,000円と定める。議案第73号、平成31年度球磨郡障害認定審査事業特別会計予算。平成31年度球磨郡障害認定審査事業特別会計の予算は次に定めるところによる。歳入歳出予算、第1条、歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ601万8,000円と定める。議案第74号、平成31年度球磨郡介護認定審査事業特別会計予算。平成31年度球磨郡介護認定審査事業特別会計の予算は次に定めるところによる。歳入歳出予算、第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ3,872万6,000円と定める。以上よろしくお願ひ申し上げます。

◎議長（徳永 正道君） あす9日と10日は、休日のため休会とします。以上で、本日の日程は、全部終了しました。本日は、これにて散会します。

●議会事務局長（大林 弘幸君） 起立願ひます。礼。

午後4時29分 散 会